

平成28年第4回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件名	ページ 番号
議案第103号	平成28年度三豊市一般会計補正予算(第3号)	1
議案第104号	平成28年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	2
議案第105号	平成28年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)	3
議案第106号	平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	4
議案第107号	平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	5
議案第108号	平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	6
議案第109号	平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	7
議案第110号	平成28年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	8
議案第111号	平成28年度三豊市水道事業会計補正予算(第1号)	9
議案第112号	三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の制定について	10
議案第113号	みとよ未来創造館条例の制定について	23
議案第114号	三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	28
議案第115号	三豊市行政組織条例の一部改正について	30
議案第116号	三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	32
議案第117号	三豊市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部改正について	34
議案第118号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	36
議案第119号	三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について	53
議案第120号	三豊市印鑑条例の一部改正について	55

議案番号	件名	ページ 番号
議案第121号	三豊市税条例等の一部改正について	57
議案第122号	三豊市国民健康保険税条例の一部改正について	74
議案第123号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(三豊市)	77
議案第124号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(辻財産区)	78
議案第125号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(神田財産区)	79
議案第126号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(河内財産区)	80
議案第127号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(財田大野財産区)	81
議案第128号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(大見財産区)	82
議案第129号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(下高瀬財産区)	83
議案第130号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(桑山財産区)	84
議案第131号	香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について(比地大財産区)	85
議案第132号	三観衛生組合の解散について	86
議案第133号	三観衛生組合の解散に伴う財産処分について	87
議案第134号	工事請負契約の締結について(平成28年度三豊市北部火葬場(仮称) 建築工事)	88
議案第135号	工事請負契約の締結について(平成28年度三豊市北部火葬場(仮称) 電気設備工事)	89
議案第136号	工事請負契約の締結について(平成28年度三豊市北部火葬場(仮称) 火葬炉設備工事)	90

議案第103号

平成28年度三豊市一般会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第104号

平成28年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第105号

平成28年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第106号

平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第107号

平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第108号

平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第109号

平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 110 号

平成 28 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第111号

平成28年度三豊市水道事業会計補正予算（第1号）

平成28年度三豊市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 1 1 2 号

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の制定について

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市定住促進住宅設置及び管理条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 定住促進住宅の設置（第3条）
- 第3章 定住促進住宅の管理（第4条―第27条）
- 第4章 駐車場の管理（第28条―第37条）
- 第5章 補則（第38条―第41条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、三豊市定住促進住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

###### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 三豊市（以下「市」という。）が建設又は買取りを行い、低額所得者、中堅所得者等の居住の用に供するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 定住促進住宅 市が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から取得し、市民の利用に供するために整備した住宅及び附帯施設をいう。
- (3) 共同施設 定住促進住宅に附設された集会場、児童公園、通路、駐車場、フェンス、ごみ置き場、浄化槽その他共同の福祉のために必要な施設をいう。
- (4) 定住促進住宅等 定住促進住宅及び共同施設をいう。
- (5) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。

##### 第2章 定住促進住宅の設置

###### （名称、位置等）

第3条 定住促進住宅の名称、位置、構造等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三豊市定住促進住宅高瀬中央1号、三豊市定住促進住宅高瀬中央2号
- (2) 位置 三豊市高瀬町比地中1447番7
- (3) 建設年度 平成10年度
- (4) 構造 耐火構造
- (5) 戸数 60

### 第3章 定住促進住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を、次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 防災行政無線放送
- (5) 新聞又はラジオ若しくはテレビジョン放送による広報
- (6) 自治会回覧

2 市長は、前項の公募に当たっては、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、定住促進住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 市営住宅の建替え等による市営住宅の除却
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (4) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の施行に伴う住宅の除却
- (5) 現に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者

の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている定住促進住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(6) 入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者  
(入居者の資格)

第6条 定住促進住宅に入居することができる者は、次（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、第2号から6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 同居しようとする者がある場合には、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

(4) 入居者及び同居者の収入の合計が、1か月当たり25万9,000円を超えないこと。

(5) 市町村税を滞納していない者であること。

(6) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居の申込み)

第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で、定住促進住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者の決定)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合においては、入居の申込みをした者について公開抽選その他の公正な方法により入居予定者を決定しなければならない。

(入居予定者の決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により入居予定者を決定した場合は、当該入居予定者（次条第2項の規定により入居予定者として決定した者を含む。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（入居補欠者）

第10条 市長は、第8条の規定により入居予定者を決定する場合においては、入居予定者と併せて、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めるものとする。

2 市長は、次項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間内に、入居予定者が入居しないとき、又は既存入居者が当該定住促進住宅を明け渡したとき、若しくは第27条第2項の規定により定住促進住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居予定者を決定するものとする。

3 第1項の入居補欠者としての資格は、次の入居者の公募日の前日までとする。

（入居の手続）

第11条 入居予定者は、第9条の通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第19条の規定による敷金を納付すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める書類を提出すること。

2 入居予定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居予定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、入居予定者の決定を取り消すことができる。

（入居の許可等）

第12条 市長は、入居予定者が前条第1項の手続を完了したときは、当該入居予定者に対して速やかに入居可能日を指定して入居を許可し、その旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の許可を受けた者及び第6条第3号に規定する同居し、又は同居しようとする親族が前項により通知された入居可能日から10日以

内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

(同居の承認)

第13条 入居者は、当該定住促進住宅への入居の際に同居した親族（出生により親族となる者を除く。）以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住促進住宅に居住することを希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(家賃及び共益費)

第15条 定住促進住宅の毎月の家賃及び共益費は、規則で定める。

- 2 入居者又は同居者は、収入を毎年度市長に対し申告しなければならない。
- 3 市長は、前項の収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の規定により認定した額が1か月当たり25万9,000円を超える場合は、市に定住促進住宅を明け渡すように努めなければならない。
- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める家賃を変更することができる。
  - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
  - (2) 定住促進住宅について改良を施したとき。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定める共益費を変更することができる。
  - (1) 共同して使用している電気及び水道の使用料等の費用の増減により変更する必要があると認めるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、入居者の共通の利益を図るため、特に必要があると認めるとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、定住促進住宅の家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶

予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃及び共益費の納付)

第17条 市長は、入居者から第12条第1項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日（第27条による明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃及び共益費を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに、その月分の家賃及び共益費を納付しなければならない。

3 入居者が新たに定住促進住宅に入居し、又は明け渡した場合において、その月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の家賃及び共益費は、日割計算による。この場合において、当該家賃に係る納付期日は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

4 入居者が第26条に規定する手続を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃及び共益費を徴収する。

(未納の家賃及び共益費の督促)

第18条 市長は、家賃及び共益費を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長が別に定めるところにより督促する。

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時に3か月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 市長は、第16条各号に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、共益費又は駐車場の使用料があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付さない。

5 市長は、敷金を金融機関への預金その他の安全確実な方法で運用しなければならない。

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第20条 定住促進住宅等の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及び塵かいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚物処理施設の使用、維持又は運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定する費用以外の定住促進住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第22条 入居者は、定住促進住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、入居者の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅が滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

4 入居者は、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(転貸等の禁止)

第23条 入居者は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途の制限)

第24条 入居者は、定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(増築等の制限)

第25条 入居者は、定住促進住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該定住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項ただし書の承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置したときは、入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(定住促進住宅の検査)

第26条 入居者は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、前条第1項ただし書の規定により定住促進住宅を模様替えし、若しくは増築し、又は敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(定住促進住宅の明渡請求)

第27条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
- (3) 定住促進住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (6) 第13条、第14条及び第22条から第25条までの規定に違反したとき。
- (7) この条例又はこれに基づく指示命令に違反したとき。

2 前項の規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該定

住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該定住促進住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

#### 第4章 駐車場の管理

##### (管理)

第28条 定住促進住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

##### (使用の許可)

第29条 駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

##### (使用者の資格)

第30条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため、駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第27条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないこと。

##### (使用の申込み)

第31条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望するものは、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

##### (使用者の決定)

第32条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

- 第33条 第31条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から10日以内に規則で定める書類を提出しなければならない。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。
  - 3 市長は、使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
  - 4 市長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
  - 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(駐車場使用料)

- 第34条 駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、近傍同種の駐車場使用料を限度として規則で定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(駐車場使用料の変更)

- 第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場使用料を変更することができる。
- (1) 物価の変動に伴い、駐車場使用料を変更する必要があると認めるとき。
  - (2) 駐車場相互の間における駐車場使用料の均衡上必要があると認めるとき。
  - (3) 駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

- 第36条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。
- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
  - (2) 駐車場使用料を3か月以上滞納したとき。
  - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
  - (4) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(5) 第30条に規定する使用者資格を失ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第27条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条の規定中「定住促進住宅」又は「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居した日」とあるのは「使用した日」と、「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「第1項」とあるのは「第36条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第37条 駐車場の使用については、第28条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第22条第4項、第23条、第24条、第25条第1項本文及び第26条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「第12条第1項の入居可能日」とあるのは「第33条第4項の駐車場の使用開始日」と、「家賃及び共益費」又は「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「入居」とあるのは「使用」と、「定住促進住宅」又は「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

## 第5章 補則

(定住促進住宅監理員及び定住促進住宅管理人)

第38条 市長は、定住促進住宅等の環境を良好な状態に維持するため、定住促進住宅監理員を置くことができる。

2 市長は、定住促進住宅監理員を補助させるため、入居者のうちから定住促進住宅管理人を委嘱することができる。

3 前2項に規定するもののほか、定住促進住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第39条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に随時定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対し適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第41条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との間で雇用促進住宅貸与契約（「覚書」を含む。）又は雇用促進住宅定期貸与契約を締結し、現に入居している者については、継続して定住促進住宅に入居することができる。

3 前項の規定により定住促進住宅に入居した者の家賃は、第15条第1項の規定を適用するものとする。

4 第2項の規定により定住促進住宅に入居した者の敷金は、前項の規定による家賃の3か月分の額とする。

議案第 1 1 3 号

みとよ未来創造館条例の制定について

みとよ未来創造館条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### みとよ未来創造館条例

#### (設置)

第1条 市民自らが主体性を持ち、地域の未来を切り拓く力を育み、もって地域力の向上及び新たなまちの創造を図るための拠点として、みとよ未来創造館（以下「創造館」という。）を三豊市高瀬町下勝間2347番地1に設置する。

#### (利用の許可)

第2条 創造館を利用しようとする者は、あらかじめ三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、創造館の管理運営上必要があるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付することができる。

#### (使用料)

第3条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用区分に従い、別表に定める使用料を前納しなければならない。

#### (使用料の減免)

第4条 市長は、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

#### (使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が別に定める場合に限り、その全部又は一部を返還することができる。

#### (目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、創造館の利用許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又は創造館を利用する権利を他に譲渡してはならない。

#### (利用等の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館の利用許可をしない。

- (1) 創造館の設置目的に反すると認める場合
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (3) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、創造館の管理運営上支障があると認める場合  
(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の条件を変更し、創造館の利用の停止を命じ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合  
(2) 利用者が利用許可の条件に違反した場合  
(3) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合  
(4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けた場合  
(5) 公益上やむを得ない事由が生じたと認める場合  
(入館の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、創造館に入館しようとする者の入館を禁じ、又は創造館に入館している者に創造館の利用を停止させ、若しくは創造館からの退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合  
(2) 施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合  
(3) 前2号に掲げるもののほか、創造館の管理運営上支障があると認める場合  
(原状回復)

第10条 利用者は、創造館の利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたとき、若しくは前条の規定により創造館の利用の停止を命じられたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 利用者が前項本文の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第11条 創造館の施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、教育委員会が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 教育委員会は、創造館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管

理者をいう。以下同じ。)に創造館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に創造館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 創造館の維持及び管理に関する業務
- (2) 創造館の利用許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第2条第1項の規定中「三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項、第5条及び第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条の規定中「別表に定める使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条（見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

（利用料金）

第13条 前条第1項の規定により指定管理者を指定した場合の利用料金は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 創造館の利用料金については、別表に定める金額の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定める。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、創造館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（三豊市農村環境改善センター条例の一部改正）

2 三豊市農村環境改善センター条例（平成18年三豊市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市高瀬町農村環境改善センターの項を削る。

別表第2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(三豊市公民館条例の一部改正)

3 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号)の一部を次のように改正する。

別表第2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表(第3条関係)

(単位：1時間当たり)

区分 \ 利用時間	昼間	夜間
	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大ホール	3,630円	4,380円
会議室A	1,040	1,550
会議室B	1,040	1,550
会議室C	1,040	1,550
和室A	1,040	1,550
和室B	1,040	1,550
小会議室	500	750

備考

- 1 施設の利用については1時間単位とし、利用時間が承認を受けた時間区分の時間に満たない場合であっても、当該時間区分の時間を満たした利用をしたものとみなす。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、この表に定める額の5割増とする。
- 3 冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める額の4割増とする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 5 市の区域外の者が利用するときは、この表に定める額の5割増とする。

議案第 1 1 4 号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年三豊市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 1 1 5 号

三豊市行政組織条例の一部改正について

三豊市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市行政組織条例の一部を改正する条例

三豊市行政組織条例（平成 18 年三豊市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項に次の 2 号を加える。

(9) 情報管理に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、総務に関すること。

第 2 条政策部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

#### 附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 6 号

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年三豊市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 7 号

三豊市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部改正について

三豊市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 1 8 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「41万3,300円」を「41万3,800円」に改める。

第12条第2項中「乗じて得た額」の次に「（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項ただし書中「市外」を「市の区域外」に改める。

第22条中「給料の月額と特殊勤務手当の月額との合計額」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、給料の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額）」に改める。

第26条第4項中「扶養手当の月額」の次に「並びに医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第29条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「扶養手当の月額」の次に「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額」を加え、「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第30条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

再任用職員以外の職員	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2		142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3		143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4		145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5		146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6		147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7		148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8		149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9		150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10		151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11		153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12		154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13		155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14		157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15		158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16		160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17		161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18		163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19		164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20		166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21		167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22		170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23		172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24		175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25		178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26		179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27		181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28		183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29		184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30		186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31		188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32		190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33		191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34		193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35		194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36		196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37		197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38		198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39		200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40		201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41		202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42		204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43		205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44		206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45		207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46		209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	

47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800	380,800			
95		294,400	342,300	381,400			
96		294,800	342,700	382,000			
97		295,000	342,800	382,700			

	98		295,300	343,300	383,300				
	99		295,700	343,700	383,900				
	100		296,100	344,000	384,500				
	101		296,300	344,300	385,200				
	102		296,600	344,700	385,800				
	103		297,000	345,100	386,400				
	104		297,300	345,500	387,000				
	105		297,500	346,000	387,700				
	106		297,800	346,400					
	107		298,200	346,800					
	108		298,500	347,200					
	109		298,700	347,700					
	110		299,100	348,100					
	111		299,500	348,400					
	112		299,800	348,700					
	113		299,900	349,200					
	114		300,200						
	115		300,500						
	116		300,900						
	117		301,100						
	118		301,300						
	119		301,600						
	120		301,900						
	121		302,300						
	122		302,500						
	123		302,800						
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300

9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800

	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200

再任用  
職員以  
外の職  
員

	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
	86		288,700	324,600	345,500		
	87		288,900	324,800	345,800		
	88		289,100	325,200	346,100		
	89		289,500	325,600	346,500		
	90		289,700	326,000	346,800		
	91		289,900	326,400	347,200		
	92		290,100	326,800	347,500		
	93		290,500	327,100	347,900		
	94		290,700	327,300	348,200		
	95		290,900	327,700	348,500		
	96		291,200	328,000	348,800		
	97		291,600	328,200	349,100		
	98		291,900	328,500	349,500		
	99		292,100	328,800	349,900		
	100		292,400	329,100	350,300		
	101		292,700	329,300	350,800		
	102		292,900	329,600	351,200		
	103		293,100	330,000	351,600		
	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600	352,900		
	107			331,000	353,300		
	108			331,200	353,700		
	109			331,400	354,200		
	110			331,800	354,600		
	111			332,200	355,000		
	112			332,600	355,400		
	113			332,800	355,900		
再任用 職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則

で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	

51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	430,300
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	430,600
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	430,900
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	431,300
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
94	280,900	314,200	347,600	365,600		
95	281,800	314,900	348,300	366,000		
96	282,800	315,500	348,900	366,300		
97	283,600	316,200	349,300	366,900		
98	284,400	316,500	349,700	367,400		
99	285,000	317,100	350,200	367,900		
100	285,900	317,800	350,600	368,400		
101	286,700	318,200	351,100	369,000		
102	287,500	318,800	351,500	369,500		
103	288,300	319,400	352,000	370,000		
104	289,100	320,000	352,400	370,400		
105	289,800	320,400	352,700	371,000		
106	290,300	320,900	353,200	371,500		
107	290,800	321,400	353,600	372,000		
108	291,300	321,900	353,900	372,500		
109	291,500	322,300	354,400	373,100		

110	291, 800	322, 700	354, 900	373, 500
111	292, 000	323, 000	355, 400	374, 000
112	292, 400	323, 300	355, 900	374, 500
113	292, 700	323, 700	356, 400	375, 100
114	292, 900	324, 100	356, 900	
115	293, 300	324, 500	357, 400	
116	293, 600	324, 800	357, 800	
117	293, 900	325, 000	358, 200	
118	294, 200	325, 300	358, 600	
119	294, 500	325, 700	359, 100	
120	294, 900	325, 900	359, 600	
121	295, 200	326, 100	360, 000	
122	295, 600	326, 400	360, 500	
123	295, 900	326, 700	361, 000	
124	296, 300	327, 000	361, 500	
125	296, 500	327, 200	361, 800	
126	296, 700	327, 500		
127	297, 000	327, 900		
128	297, 400	328, 100		
129	297, 600	328, 200		
130	297, 900	328, 500		
131	298, 300	328, 900		
132	298, 700	329, 100		
133	298, 900	329, 400		
134	299, 200	329, 800		
135	299, 600	330, 200		
136	299, 900	330, 600		
137	300, 100	330, 900		
138	300, 400	331, 300		
139	300, 800	331, 700		
140	301, 100	332, 100		
141	301, 300	332, 400		
142	301, 700	332, 800		
143	302, 100	333, 100		
144	302, 400	333, 500		
145	302, 500	333, 800		
146	302, 800	334, 200		
147	303, 100	334, 600		
148	303, 500	335, 000		
149	303, 700	335, 300		
150	303, 900	335, 700		
151	304, 200	336, 100		
152	304, 500	336, 500		
153	304, 900	336, 800		
154	305, 100			
155	305, 300			
156	305, 600			
157	305, 900			
158	306, 200			
159	306, 500			
160	306, 800			
161	307, 200			
162	307, 500			
163	307, 800			
164	308, 100			
165	308, 500			
166	308, 800			
167	309, 100			
168	309, 400			

	169	309,800					
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 三豊市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第14条第1項中「いずれかに該当する事由」を「いずれかに掲げる事実」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項本文中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、同項ただし書中「前項第1号」を「同項」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各

号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(三豊市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第29条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下この条において「第2条改正後給与条例」という。)第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万1,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき7,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」とする。

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。))にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については9,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))

については1人につき8,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については8,000円）」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については7,000円）」とする。

- 4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は

前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 1 1 9 号

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

三豊市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を  
改正する条例

三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年三  
豊市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三豊市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例  
第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第120号

三豊市印鑑条例の一部改正について

三豊市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市印鑑条例の一部を改正する条例

三豊市印鑑条例（平成 18 年三豊市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「前項第 1 号から第 7 号まで」を「前項第 1 号から第 6 号まで」に改める。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 5 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 4 条第 1 項に規定する多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続した民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。

第 1 2 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 4 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第 1 4 条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定した暗証番号とする。

#### 附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 2 1 号

三豊市税条例等の一部改正について

三豊市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市税条例等の一部を改正する条例

(三豊市税条例の一部改正)

第1条 三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「以下この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、

第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から

当該減額更正の通知をした日までの期間

- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当

該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第一項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動

車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべ

き事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円 を

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 』

「(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5, 000円 」

に改め、同号イ中「農耕作業用のもの」を「(ア) 農耕作業用のもの」に、「その他のもの」を「(イ) その他のもの」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項及び第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま

で」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第

15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

（三豊市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成26年三豊市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「三豊市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

第82条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第3条 三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成27年三豊市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、新条例」を「、三豊市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三豊市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定（「）、第53条の7、第67条」の次に「、第81条の6第1項」を加える部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。））、同条例第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条、第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中三豊市税条例等の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第28号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第3条の規定

平成31年10月1日

- (2) 第1条中三豊市税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

- (3) 第1条中三豊市税条例附則第20条の2の改正規定及び同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に1条を加える改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の三豊市税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 1 2 2 号

三豊市国民健康保険税条例の一部改正について

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

三豊市長 横山 忠始

## 三豊市条例第 号

### 三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第20項とし、附則第17項を附則第19項とし、附則第16項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ

るのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の三豊市国民健康保険税条例附則第17項及び第18項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

## 議案第123号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（三豊市）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第124号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（辻財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

辻財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第125号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（神田財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

神田財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第126号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（河内財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

河内財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第127号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（財田大野財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

財田大野財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第128号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（大見財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

大見財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第129号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について（下高瀬財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

下高瀬財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第130号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（桑山財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

桑山財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第131号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について（比地大財産区）

地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、次のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

比地大財産区管理者

三豊市長 横山 忠始

香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合同規約（平成16年香川県知事許可16自振第18114号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第132号

三観衛生組合の解散について

地方自治法第288条の規定により、観音寺市と協議の上、平成29年3月31日をもって、三観衛生組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第133号

三観衛生組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定により、観音寺市と協議の上、下記のとおり三観衛生組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

記

解散時における三観衛生組合の財産は、全て観音寺市に帰属させる。

議案第134号

工事請負契約の締結について（平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）建築工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）建築工事                      |
| 2 工事の場所  | 三豊市三野町吉津地内                                  |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 4 契約の金額  | 791,100,000円                                |
| 5 契約の相手方 | 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15番地1<br>株式会社菅組<br>代表取締役社長 菅 徹夫 |

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第135号

工事請負契約の締結について（平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）電気設備工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）電気設備工事                     |
| 2 工事の場所  | 三豊市三野町吉津地内                                   |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札                                       |
| 4 契約の金額  | 154,116,000円                                 |
| 5 契約の相手方 | 香川県高松市扇町一丁目1番48号<br>四国電設工業株式会社<br>代表取締役 上池 裕 |

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第136号

工事請負契約の締結について（平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）火葬炉設備工事）

次のとおり工事請負契約を締結することについて、三豊市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 平成28年度三豊市北部火葬場（仮称）火葬炉設備工事                        |
| 2 工事の場所  | 三豊市三野町吉津地内                                       |
| 3 契約の方法  | 随意契約   |
| 4 契約の金額  | 185,436,000円                                     |
| 5 契約の相手方 | 福岡県福岡市博多区東公園6番21号<br>太陽築炉工業株式会社<br>代表取締役社長 江口 正司 |

平成28年12月6日提出

三豊市長 横山 忠始

参考資料

平成 28 年第 4 回三豊市議会定例会  
提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第113号関係 (みとよ未来創造館条例の制定について)	92
・議案第114号関係 (三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について)	93
・議案第115号関係 (三豊市行政組織条例の一部改正について)	94
・議案第116号関係 (三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)	95
・議案第117号関係 (三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部改正について)	96
・議案第118号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	97
・議案第119号関係 (三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について)	113
・議案第120号関係 (三豊市印鑑条例の一部改正について)	114
・議案第121号関係 (三豊市税条例等の一部改正について)	116
・議案第122号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について)	133
・議案第123号～議案第131号関係 (香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合同規約の一部変更について(三豊市・8財産区))	134

【議案第113号関係】

みとよ未来創造館条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市農村環境改善センター条例(平成18年三豊市条例第155号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市山本町農村環境改善センター	三豊市山本町財田西375番地	<a href="#">三豊市高瀬町農村環境改善センター</a>	<a href="#">三豊市高瀬町下勝間2347番地1</a>
三豊市豊中町農村環境改善センター	三豊市豊中町本山甲192番地1	三豊市山本町農村環境改善センター	三豊市山本町財田西375番地
		三豊市豊中町農村環境改善センター	三豊市豊中町本山甲192番地1
別表第2(第4条・第5条関係) <b>(削除)</b>		別表第2(第4条・第5条関係) <b>1 <a href="#">三豊市高瀬町農村環境改善センター</a></b> <span style="float: right;">(単位:円)</span>	
		利用時間	昼間 午後9時から午後5時まで(1時間当たり)
		夜間 午後5時から午後10時まで(1時間当たり)	
		種別	
		ホール	3,630
		会議室A	1,040
		会議室B	1,040
		会議室C	1,040
		会議室(和)	1,040
		営農相談室	500
1 三豊市山本町農村環境改善センター 略		2 三豊市山本町農村環境改善センター 略	
2 三豊市豊中町農村環境改善センター 略		3 三豊市豊中町農村環境改善センター 略	
3 改善センターの共通事項 略		4 改善センターの共通事項 略	

【附則第3項関係】 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表第2(第11条関係) <b>(削除)</b>		別表第2(第11条関係)	
<b>(1)</b> 三豊市財田町公民館使用料 略		<b>(1)</b> <a href="#">三豊市高瀬町公民館使用料</a> 略	
<b>(2)</b> 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料 略		<b>(2)</b> 三豊市財田町公民館使用料 略	
<b>(3)</b> 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料 略		<b>(3)</b> 三豊市高瀬町公民館上高瀬分館使用料 略	
<b>(4)</b> 三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料 略		<b>(4)</b> 三豊市高瀬町公民館勝間分館使用料 略	
<b>(5)</b> 三豊市山本町公民館辻分館使用料 略		<b>(5)</b> 三豊市高瀬町公民館比地二分館使用料 略	
<b>(6)</b> 三豊市三野町公民館大見分館使用料 略		<b>(6)</b> 三豊市山本町公民館辻分館使用料 略	
<b>(7)</b> 三豊市三野町公民館吉津分館使用料 略		<b>(7)</b> 三豊市三野町公民館大見分館使用料 略	
<b>(8)</b> 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料 略		<b>(8)</b> 三豊市三野町公民館吉津分館使用料 略	
<b>(9)</b> 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料 略		<b>(9)</b> 三豊市豊中町公民館桑山分館使用料 略	
<b>(10)</b> 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料 略		<b>(10)</b> 三豊市豊中町公民館比地大分館使用料 略	
<b>(11)</b> 三豊市豊中町公民館本山分館使用料 略		<b>(11)</b> 三豊市豊中町公民館笠田分館使用料 略	
<b>(12)</b> 三豊市詫間町公民館第3分館使用料 略		<b>(12)</b> 三豊市豊中町公民館本山分館使用料 略	
備考 略		<b>(13)</b> 三豊市詫間町公民館第3分館使用料 略	
		備考 略	

【議案第114号関係】

三豊市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三豊市条例第35号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

【議案第115号関係】

三豊市行政組織条例(平成18年三豊市条例第8号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 情報管理に関すること。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、総務に関すること。</u></p> <p>政策部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><del>(削除)</del></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>市民部 略</p> <p>環境部 略</p> <p>健康福祉部 略</p> <p>建設経済部 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>政策部</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 情報管理に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>市民部 略</p> <p>環境部 略</p> <p>健康福祉部 略</p> <p>建設経済部 略</p>

【議案第116号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正  
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(支給方法)</p> <p>第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第117号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正  
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<b>100分の175</b>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<b>100分の165</b>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<b>100分の155</b>」と、「100分の137.5」とあるのは「<b>100分の170</b>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当等)</p> <p>第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<b>100分の150</b>」と、「100分の137.5」とあるのは「<b>100分の175</b>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p>

【議案第118号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万3,800円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第12条 地域手当は、次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市区域外である職員の地域手当を算出する割合は、100分の3から100分の20までの範囲で市長が定める割合とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 勤務1時間当たりの給与額は、<u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当の月額の合計額(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、給料の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額)</u>に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで並びに附則第11項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在勤する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100                  (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80                  (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60                  (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万3,300円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第12条 地域手当は、次項に規定する地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額 _____ とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外 _____ である職員の地域手当を算出する割合は、100分の3から100分の20までの範囲で市長が定める割合とする。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第22条 勤務1時間当たりの給与額は、<u>給料の月額と特殊勤務手当の月額との合計額</u> _____ に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで並びに附則第11項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在勤する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100                  (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80                  (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60                  (4) 3箇月未満 100分の30</p>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第11項第4号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 略

5 略

(退職者の給与)

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第11項第4号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額 \_\_\_\_\_ の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額 \_\_\_\_\_ に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額 \_\_\_\_\_ を加算した額に100分の80 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額 \_\_\_\_\_ とする。

4 略

5 略

(退職者の給与)

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又

は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、**地域手当**、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、**地域手当**、住居手当及び期末手当のそれぞれ、100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、**地域手当**及び住居手当のそれぞれの、100分の60以内を支給することができる。

5～8 略

**別表第1(第4条関係)**

**行政職給料表**

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	

は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、                    、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、                    、住居手当及び期末手当のそれぞれ、100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、                    及び住居手当のそれぞれの、100分の60以内を支給することができる。

5～8 略

**別表第1(第4条関係)**

**行政職給料表**

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	

27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		

27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		

82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800	380,800				
95		294,400	342,300	381,400				
96		294,800	342,700	382,000				
97		295,000	342,800	382,700				
98		295,300	343,300	383,300				
99		295,700	343,700	383,900				
100		296,100	344,000	384,500				
101		296,300	344,300	385,200				
102		296,600	344,700	385,800				
103		297,000	345,100	386,400				
104		297,300	345,500	387,000				
105		297,500	346,000	387,700				
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400	380,400				
95		294,000	341,900	381,000				
96		294,400	342,300	381,600				
97		294,600	342,400	382,300				
98		294,900	342,900	382,900				
99		295,300	343,300	383,500				
100		295,700	343,600	384,100				
101		295,900	343,900	384,800				
102		296,200	344,300	385,400				
103		296,600	344,700	386,000				
104		296,900	345,100	386,600				
105		297,100	345,600	387,300				
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600	1	243,300	328,600	394,300	470,100	
	2	247,700	333,500	398,400	472,900	2	245,800	331,600	397,200	472,400	
	3	250,200	336,400	401,300	475,100	3	248,300	334,500	400,100	474,600	
	4	252,700	339,400	404,100	477,400	4	250,800	337,600	403,000	476,900	
	5	255,000	342,100	406,800	479,700	5	253,100	340,300	405,700	479,200	
	6	258,800	345,400	409,500	481,900	6	256,900	343,600	408,400	481,400	
	7	262,600	348,500	412,300	484,100	7	260,700	346,800	411,200	483,600	
	8	266,400	351,600	415,000	486,300	8	264,500	349,900	414,000	485,800	
	9	270,000	354,500	417,500	488,300	9	268,100	352,900	416,600	487,800	
	10	274,000	357,400	420,200	490,400	10	272,100	355,900	419,300	489,900	
	11	278,000	360,500	422,900	492,500	11	276,100	359,000	422,000	492,000	
	12	282,000	363,700	425,600	494,600	12	280,100	362,200	424,700	494,100	
	13	285,800	366,700	428,000	496,700	13	283,900	365,300	427,200	496,200	
	14	289,800	370,300	430,500	498,800	14	287,900	368,900	429,700	498,300	
	15	293,700	373,500	432,900	500,900	15	291,800	372,300	432,100	500,400	
	16	297,600	377,200	435,400	503,000	16	295,700	376,000	434,600	502,500	
	17	301,400	380,800	437,600	505,100	17	299,500	379,600	436,800	504,600	
	18	305,000	383,500	440,000	507,100	18	303,100	382,300	439,200	506,600	
	19	308,500	386,300	442,400	509,100	19	306,600	385,100	441,600	508,600	
	20	312,100	389,000	444,800	511,100	20	310,200	387,900	444,000	510,600	
	21	315,700	391,900	446,600	512,900	21	313,800	390,800	446,000	512,400	
	22	319,400	394,500	449,000	514,700	22	317,500	393,400	448,400	514,200	
	23	322,900	397,100	451,400	516,600	23	321,000	396,000	450,800	516,100	
	24	326,400	399,500	453,700	518,500	24	324,700	398,600	453,100	518,000	
	25	329,900	401,800	455,800	520,200	25	328,200	400,900	455,300	519,700	
	26	332,700	404,100	458,100	522,000	26	331,000	403,200	457,600	521,500	
	27	335,300	406,400	460,300	523,800	27	333,700	405,500	459,800	523,300	
	28	337,900	408,700	462,600	525,600	28	336,300	407,800	462,100	525,100	
	29	340,700	411,000	464,800	527,400	29	339,100	410,200	464,300	527,000	
	30	342,800	413,100	467,100	529,200	30	341,400	412,300	466,600	528,800	
	31	345,000	415,100	469,400	531,000	31	343,600	414,300	468,900	530,600	
	32	347,400	417,200	471,600	532,800	32	346,000	416,400	471,100	532,400	
	33	349,700	419,300	473,600	534,400	33	348,400	418,500	473,100	534,000	
	34	352,100	421,200	475,700	536,200	34	350,800	420,500	475,200	535,800	
	35	354,300	423,200	477,800	537,900	35	353,100	422,500	477,300	537,500	
	36	356,800	425,200	479,900	539,700	36	355,600	424,500	479,400	539,300	
	37	359,200	427,200	482,000	541,300	37	358,000	426,600	481,500	540,900	
	38	361,600	429,200	483,800	542,900	38	360,400	428,600	483,300	542,500	
	39	364,000	431,200	485,600	544,300	39	362,800	430,600	485,100	543,900	
	40	366,200	433,200	487,400	545,900	40	365,200	432,600	486,900	545,500	
	41	368,500	435,100	489,100	547,400	41	367,500	434,600	488,600	547,000	
	42	369,900	436,900	490,900	548,800	42	368,900	436,400	490,400	548,400	
	43	371,400	438,600	492,700	550,200	43	370,400	438,100	492,200	549,800	
	44	372,800	440,400	494,500	551,500	44	371,900	439,900	494,000	551,100	
	45	374,300	442,300	496,100	552,700	45	373,400	441,800	495,600	552,300	
	46	375,700	444,100	497,800	553,700	46	374,800	443,600	497,300	553,300	
	47	377,200	445,900	499,600	554,700	47	376,300	445,400	499,100	554,300	
	48	378,700	447,600	501,400	555,700	48	377,800	447,100	500,900	555,300	
49	379,900	449,400	503,000	556,700	49	379,100	448,900	502,500	556,300		

50	380,900	451,100	504,300	557,600	50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,900	452,900	505,600	558,500	51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,800	454,700	506,900	559,400	52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,800	456,600	508,100	560,200	53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,700	457,800	509,400	561,100	54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	385,600	459,000	510,700	562,000	55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	386,500	460,200	512,000	562,900	56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	387,400	461,400	513,000	563,800	57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	388,300	462,400	513,800	564,700	58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	389,100	463,400	514,600	565,600	59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,900	464,400	515,400	566,300	60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,600	465,200	516,300	567,200	61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	391,100	465,900	517,100	568,100	62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,500	466,600	518,000	569,000	63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	392,000	467,300	518,800	569,900	64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	392,300	468,000	519,700	570,800	65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,700	520,600		66		468,200	520,200	
67		469,400	521,300		67		468,900	520,900	
68		470,100	522,200		68		469,600	521,800	
69		470,500	523,100		69		470,100	522,700	
70		471,200	523,900		70		470,800	523,500	
71		471,900	524,800		71		471,500	524,400	
72		472,600	525,700		72		472,200	525,300	
73		473,000	526,500		73		472,600	526,100	
74		473,600	527,400		74		473,200	527,000	
75		474,300	528,300		75		473,900	527,900	
76		475,000	529,000		76		474,600	528,600	
77		475,400	529,800		77		475,000	529,400	
78		476,000	530,700		78		475,600	530,300	
79		476,600	531,600		79		476,200	531,200	
80		477,100	532,500		80		476,700	532,100	
81		477,700	533,300		81		477,300	532,900	
82		478,200	534,200		82		477,800	533,800	
83		478,700	535,100		83		478,300	534,700	
84		479,200	536,000		84		478,800	535,600	
85		479,600	536,800		85		479,200	536,400	
86		480,200	537,700		86		479,800	537,300	
87		480,600	538,600		87		480,200	538,200	
88		481,100	539,500		88		480,700	539,100	
89		481,600	540,300		89		481,200	539,900	
90		482,200			90		481,800		
91		482,800			91		482,400		
92		483,200			92		482,800		
93		483,700			93		483,300		
94		484,300			94		483,900		
95		484,900			95		484,500		
96		485,500			96		485,100		
97		486,000			97		485,600		
再任用職員	295,400	337,800	392,200	465,200	再任用職員	295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	

<a href="#">50</a>	<a href="#">218,400</a>	<a href="#">254,900</a>	<a href="#">292,300</a>	<a href="#">322,200</a>	<a href="#">365,300</a>	<a href="#">400,800</a>
<a href="#">51</a>	<a href="#">219,300</a>	<a href="#">256,300</a>	<a href="#">293,700</a>	<a href="#">323,400</a>	<a href="#">366,300</a>	<a href="#">401,100</a>
<a href="#">52</a>	<a href="#">220,300</a>	<a href="#">257,600</a>	<a href="#">295,300</a>	<a href="#">324,700</a>	<a href="#">367,300</a>	<a href="#">401,400</a>
<a href="#">53</a>	<a href="#">220,900</a>	<a href="#">258,700</a>	<a href="#">296,700</a>	<a href="#">325,800</a>	<a href="#">368,100</a>	<a href="#">401,700</a>
<a href="#">54</a>	<a href="#">221,800</a>	<a href="#">260,100</a>	<a href="#">298,200</a>	<a href="#">326,800</a>	<a href="#">368,900</a>	<a href="#">402,000</a>
<a href="#">55</a>	<a href="#">222,500</a>	<a href="#">261,500</a>	<a href="#">299,600</a>	<a href="#">327,900</a>	<a href="#">369,800</a>	<a href="#">402,300</a>
<a href="#">56</a>	<a href="#">223,500</a>	<a href="#">262,800</a>	<a href="#">301,100</a>	<a href="#">328,900</a>	<a href="#">370,700</a>	<a href="#">402,600</a>
<a href="#">57</a>	<a href="#">224,200</a>	<a href="#">263,800</a>	<a href="#">302,300</a>	<a href="#">329,400</a>	<a href="#">371,200</a>	<a href="#">402,900</a>
<a href="#">58</a>	<a href="#">225,100</a>	<a href="#">265,100</a>	<a href="#">303,500</a>	<a href="#">330,300</a>	<a href="#">372,000</a>	<a href="#">403,200</a>
<a href="#">59</a>	<a href="#">225,800</a>	<a href="#">266,400</a>	<a href="#">304,700</a>	<a href="#">331,100</a>	<a href="#">372,800</a>	<a href="#">403,500</a>
<a href="#">60</a>	<a href="#">226,600</a>	<a href="#">267,700</a>	<a href="#">306,100</a>	<a href="#">332,000</a>	<a href="#">373,600</a>	<a href="#">403,900</a>
<a href="#">61</a>	<a href="#">227,500</a>	<a href="#">268,600</a>	<a href="#">307,400</a>	<a href="#">332,800</a>	<a href="#">374,000</a>	<a href="#">404,100</a>
<a href="#">62</a>	<a href="#">228,300</a>	<a href="#">269,800</a>	<a href="#">308,600</a>	<a href="#">333,100</a>	<a href="#">374,700</a>	<a href="#">404,400</a>
<a href="#">63</a>	<a href="#">229,200</a>	<a href="#">271,100</a>	<a href="#">309,900</a>	<a href="#">333,700</a>	<a href="#">375,400</a>	<a href="#">404,700</a>
<a href="#">64</a>	<a href="#">230,300</a>	<a href="#">272,400</a>	<a href="#">311,100</a>	<a href="#">334,400</a>	<a href="#">376,100</a>	<a href="#">405,000</a>
<a href="#">65</a>	<a href="#">230,900</a>	<a href="#">273,400</a>	<a href="#">312,500</a>	<a href="#">335,000</a>	<a href="#">376,500</a>	<a href="#">405,200</a>
<a href="#">66</a>	<a href="#">231,700</a>	<a href="#">274,500</a>	<a href="#">313,300</a>	<a href="#">335,700</a>	<a href="#">377,100</a>	<a href="#">405,500</a>
<a href="#">67</a>	<a href="#">232,500</a>	<a href="#">275,500</a>	<a href="#">314,100</a>	<a href="#">336,400</a>	<a href="#">377,800</a>	<a href="#">405,800</a>
<a href="#">68</a>	<a href="#">233,300</a>	<a href="#">276,600</a>	<a href="#">314,900</a>	<a href="#">337,100</a>	<a href="#">378,400</a>	<a href="#">406,100</a>
<a href="#">69</a>	<a href="#">234,000</a>	<a href="#">277,700</a>	<a href="#">315,500</a>	<a href="#">337,800</a>	<a href="#">378,800</a>	<a href="#">406,300</a>
<a href="#">70</a>	<a href="#">234,700</a>	<a href="#">278,700</a>	<a href="#">316,200</a>	<a href="#">338,300</a>	<a href="#">379,300</a>	
<a href="#">71</a>	<a href="#">235,400</a>	<a href="#">279,800</a>	<a href="#">316,900</a>	<a href="#">338,900</a>	<a href="#">379,800</a>	
<a href="#">72</a>	<a href="#">236,000</a>	<a href="#">280,900</a>	<a href="#">317,500</a>	<a href="#">339,500</a>	<a href="#">380,300</a>	
<a href="#">73</a>	<a href="#">236,700</a>	<a href="#">281,700</a>	<a href="#">318,200</a>	<a href="#">339,800</a>	<a href="#">380,900</a>	
<a href="#">74</a>	<a href="#">237,500</a>	<a href="#">282,400</a>	<a href="#">318,400</a>	<a href="#">340,400</a>	<a href="#">381,400</a>	
<a href="#">75</a>	<a href="#">238,300</a>	<a href="#">282,900</a>	<a href="#">319,000</a>	<a href="#">340,900</a>	<a href="#">382,000</a>	
<a href="#">76</a>	<a href="#">239,000</a>	<a href="#">283,700</a>	<a href="#">319,600</a>	<a href="#">341,500</a>	<a href="#">382,600</a>	
<a href="#">77</a>	<a href="#">239,600</a>	<a href="#">284,500</a>	<a href="#">320,200</a>	<a href="#">342,000</a>	<a href="#">383,100</a>	
<a href="#">78</a>	<a href="#">240,200</a>	<a href="#">285,100</a>	<a href="#">320,700</a>	<a href="#">342,500</a>	<a href="#">383,600</a>	
<a href="#">79</a>	<a href="#">240,800</a>	<a href="#">285,700</a>	<a href="#">321,200</a>	<a href="#">343,000</a>	<a href="#">384,100</a>	
<a href="#">80</a>	<a href="#">241,400</a>	<a href="#">286,300</a>	<a href="#">321,700</a>	<a href="#">343,400</a>	<a href="#">384,600</a>	
<a href="#">81</a>	<a href="#">241,700</a>	<a href="#">287,000</a>	<a href="#">322,300</a>	<a href="#">343,700</a>	<a href="#">384,900</a>	
<a href="#">82</a>	<a href="#">242,100</a>	<a href="#">287,500</a>	<a href="#">322,800</a>	<a href="#">344,000</a>	<a href="#">385,400</a>	
<a href="#">83</a>	<a href="#">242,500</a>	<a href="#">287,900</a>	<a href="#">323,200</a>	<a href="#">344,400</a>	<a href="#">385,800</a>	
<a href="#">84</a>	<a href="#">242,900</a>	<a href="#">288,300</a>	<a href="#">323,700</a>	<a href="#">344,700</a>	<a href="#">386,200</a>	
<a href="#">85</a>	<a href="#">243,300</a>	<a href="#">288,500</a>	<a href="#">324,200</a>	<a href="#">345,200</a>	<a href="#">386,600</a>	
<a href="#">86</a>		<a href="#">288,700</a>	<a href="#">324,600</a>	<a href="#">345,500</a>		
<a href="#">87</a>		<a href="#">288,900</a>	<a href="#">324,800</a>	<a href="#">345,800</a>		
<a href="#">88</a>		<a href="#">289,100</a>	<a href="#">325,200</a>	<a href="#">346,100</a>		
<a href="#">89</a>		<a href="#">289,500</a>	<a href="#">325,600</a>	<a href="#">346,500</a>		
<a href="#">90</a>		<a href="#">289,700</a>	<a href="#">326,000</a>	<a href="#">346,800</a>		
<a href="#">91</a>		<a href="#">289,900</a>	<a href="#">326,400</a>	<a href="#">347,200</a>		
<a href="#">92</a>		<a href="#">290,100</a>	<a href="#">326,800</a>	<a href="#">347,500</a>		
<a href="#">93</a>		<a href="#">290,500</a>	<a href="#">327,100</a>	<a href="#">347,900</a>		
<a href="#">94</a>		<a href="#">290,700</a>	<a href="#">327,300</a>	<a href="#">348,200</a>		
<a href="#">95</a>		<a href="#">290,900</a>	<a href="#">327,700</a>	<a href="#">348,500</a>		
<a href="#">96</a>		<a href="#">291,200</a>	<a href="#">328,000</a>	<a href="#">348,800</a>		
<a href="#">97</a>		<a href="#">291,600</a>	<a href="#">328,200</a>	<a href="#">349,100</a>		
<a href="#">98</a>		<a href="#">291,900</a>	<a href="#">328,500</a>	<a href="#">349,500</a>		
<a href="#">99</a>		<a href="#">292,100</a>	<a href="#">328,800</a>	<a href="#">349,900</a>		
<a href="#">100</a>		<a href="#">292,400</a>	<a href="#">329,100</a>	<a href="#">350,300</a>		
<a href="#">101</a>		<a href="#">292,700</a>	<a href="#">329,300</a>	<a href="#">350,800</a>		
<a href="#">102</a>		<a href="#">292,900</a>	<a href="#">329,600</a>	<a href="#">351,200</a>		
<a href="#">103</a>		<a href="#">293,100</a>	<a href="#">330,000</a>	<a href="#">351,600</a>		
<a href="#">104</a>		<a href="#">293,400</a>	<a href="#">330,200</a>	<a href="#">352,000</a>		

<a href="#">50</a>	<a href="#">216,900</a>	<a href="#">254,000</a>	<a href="#">291,700</a>	<a href="#">321,800</a>	<a href="#">364,900</a>	<a href="#">400,400</a>
<a href="#">51</a>	<a href="#">217,800</a>	<a href="#">255,400</a>	<a href="#">293,200</a>	<a href="#">323,000</a>	<a href="#">365,900</a>	<a href="#">400,700</a>
<a href="#">52</a>	<a href="#">218,800</a>	<a href="#">256,800</a>	<a href="#">294,800</a>	<a href="#">324,300</a>	<a href="#">366,900</a>	<a href="#">401,000</a>
<a href="#">53</a>	<a href="#">219,500</a>	<a href="#">257,900</a>	<a href="#">296,200</a>	<a href="#">325,400</a>	<a href="#">367,700</a>	<a href="#">401,300</a>
<a href="#">54</a>	<a href="#">220,400</a>	<a href="#">259,300</a>	<a href="#">297,700</a>	<a href="#">326,400</a>	<a href="#">368,500</a>	<a href="#">401,600</a>
<a href="#">55</a>	<a href="#">221,200</a>	<a href="#">260,700</a>	<a href="#">299,100</a>	<a href="#">327,500</a>	<a href="#">369,400</a>	<a href="#">401,900</a>
<a href="#">56</a>	<a href="#">222,200</a>	<a href="#">262,100</a>	<a href="#">300,600</a>	<a href="#">328,500</a>	<a href="#">370,300</a>	<a href="#">402,200</a>
<a href="#">57</a>	<a href="#">222,900</a>	<a href="#">263,100</a>	<a href="#">301,900</a>	<a href="#">329,000</a>	<a href="#">370,800</a>	<a href="#">402,500</a>
<a href="#">58</a>	<a href="#">223,800</a>	<a href="#">264,400</a>	<a href="#">303,100</a>	<a href="#">329,900</a>	<a href="#">371,600</a>	<a href="#">402,800</a>
<a href="#">59</a>	<a href="#">224,600</a>	<a href="#">265,700</a>	<a href="#">304,300</a>	<a href="#">330,700</a>	<a href="#">372,400</a>	<a href="#">403,100</a>
<a href="#">60</a>	<a href="#">225,400</a>	<a href="#">267,000</a>	<a href="#">305,700</a>	<a href="#">331,600</a>	<a href="#">373,200</a>	<a href="#">403,500</a>
<a href="#">61</a>	<a href="#">226,300</a>	<a href="#">268,000</a>	<a href="#">307,000</a>	<a href="#">332,400</a>	<a href="#">373,600</a>	<a href="#">403,700</a>
<a href="#">62</a>	<a href="#">227,200</a>	<a href="#">269,200</a>	<a href="#">308,200</a>	<a href="#">332,700</a>	<a href="#">374,300</a>	<a href="#">404,000</a>
<a href="#">63</a>	<a href="#">228,100</a>	<a href="#">270,500</a>	<a href="#">309,500</a>	<a href="#">333,300</a>	<a href="#">375,000</a>	<a href="#">404,300</a>
<a href="#">64</a>	<a href="#">229,200</a>	<a href="#">271,800</a>	<a href="#">310,700</a>	<a href="#">334,000</a>	<a href="#">375,700</a>	<a href="#">404,600</a>
<a href="#">65</a>	<a href="#">229,900</a>	<a href="#">272,800</a>	<a href="#">312,100</a>	<a href="#">334,600</a>	<a href="#">376,100</a>	<a href="#">404,800</a>
<a href="#">66</a>	<a href="#">230,700</a>	<a href="#">273,900</a>	<a href="#">312,900</a>	<a href="#">335,300</a>	<a href="#">376,700</a>	<a href="#">405,100</a>
<a href="#">67</a>	<a href="#">231,500</a>	<a href="#">275,000</a>	<a href="#">313,700</a>	<a href="#">336,000</a>	<a href="#">377,400</a>	<a href="#">405,400</a>
<a href="#">68</a>	<a href="#">232,400</a>	<a href="#">276,100</a>	<a href="#">314,500</a>	<a href="#">336,700</a>	<a href="#">378,000</a>	<a href="#">405,700</a>
<a href="#">69</a>	<a href="#">233,100</a>	<a href="#">277,200</a>	<a href="#">315,100</a>	<a href="#">337,400</a>	<a href="#">378,400</a>	<a href="#">405,900</a>
<a href="#">70</a>	<a href="#">233,800</a>	<a href="#">278,200</a>	<a href="#">315,800</a>	<a href="#">337,900</a>	<a href="#">378,900</a>	
<a href="#">71</a>	<a href="#">234,500</a>	<a href="#">279,300</a>	<a href="#">316,500</a>	<a href="#">338,500</a>	<a href="#">379,400</a>	
<a href="#">72</a>	<a href="#">235,200</a>	<a href="#">280,400</a>	<a href="#">317,100</a>	<a href="#">339,100</a>	<a href="#">379,900</a>	
<a href="#">73</a>	<a href="#">235,900</a>	<a href="#">281,300</a>	<a href="#">317,800</a>	<a href="#">339,400</a>	<a href="#">380,500</a>	
<a href="#">74</a>	<a href="#">236,700</a>	<a href="#">282,000</a>	<a href="#">318,000</a>	<a href="#">340,000</a>	<a href="#">381,000</a>	
<a href="#">75</a>	<a href="#">237,500</a>	<a href="#">282,500</a>	<a href="#">318,600</a>	<a href="#">340,500</a>	<a href="#">381,600</a>	
<a href="#">76</a>	<a href="#">238,300</a>	<a href="#">283,300</a>	<a href="#">319,200</a>	<a href="#">341,100</a>	<a href="#">382,200</a>	
<a href="#">77</a>	<a href="#">238,900</a>	<a href="#">284,100</a>	<a href="#">319,800</a>	<a href="#">341,600</a>	<a href="#">382,700</a>	
<a href="#">78</a>	<a href="#">239,500</a>	<a href="#">284,700</a>	<a href="#">320,300</a>	<a href="#">342,100</a>	<a href="#">383,200</a>	
<a href="#">79</a>	<a href="#">240,100</a>	<a href="#">285,300</a>	<a href="#">320,800</a>	<a href="#">342,600</a>	<a href="#">383,700</a>	
<a href="#">80</a>	<a href="#">240,700</a>	<a href="#">285,900</a>	<a href="#">321,300</a>	<a href="#">343,000</a>	<a href="#">384,200</a>	
<a href="#">81</a>	<a href="#">241,100</a>	<a href="#">286,600</a>	<a href="#">321,900</a>	<a href="#">343,300</a>	<a href="#">384,500</a>	
<a href="#">82</a>	<a href="#">241,500</a>	<a href="#">287,100</a>	<a href="#">322,400</a>	<a href="#">343,600</a>	<a href="#">385,000</a>	
<a href="#">83</a>	<a href="#">241,900</a>	<a href="#">287,500</a>	<a href="#">322,800</a>	<a href="#">344,000</a>	<a href="#">385,400</a>	
<a href="#">84</a>	<a href="#">242,300</a>	<a href="#">287,900</a>	<a href="#">323,300</a>	<a href="#">344,300</a>	<a href="#">385,800</a>	
<a href="#">85</a>	<a href="#">242,700</a>	<a href="#">288,100</a>	<a href="#">323,800</a>	<a href="#">344,800</a>	<a href="#">386,200</a>	
<a href="#">86</a>		<a href="#">288,300</a>	<a href="#">324,200</a>	<a href="#">345,100</a>		
<a href="#">87</a>		<a href="#">288,500</a>	<a href="#">324,400</a>	<a href="#">345,400</a>		
<a href="#">88</a>		<a href="#">288,700</a>	<a href="#">324,800</a>	<a href="#">345,700</a>		
<a href="#">89</a>		<a href="#">289,100</a>	<a href="#">325,200</a>	<a href="#">346,100</a>		
<a href="#">90</a>		<a href="#">289,300</a>	<a href="#">325,600</a>	<a href="#">346,400</a>		
<a href="#">91</a>		<a href="#">289,500</a>	<a href="#">326,000</a>	<a href="#">346,800</a>		
<a href="#">92</a>		<a href="#">289,700</a>	<a href="#">326,400</a>	<a href="#">347,100</a>		
<a href="#">93</a>		<a href="#">290,100</a>	<a href="#">326,700</a>	<a href="#">347,500</a>		
<a href="#">94</a>		<a href="#">290,300</a>	<a href="#">326,900</a>	<a href="#">347,800</a>		
<a href="#">95</a>		<a href="#">290,500</a>	<a href="#">327,300</a>	<a href="#">348,100</a>		
<a href="#">96</a>		<a href="#">290,800</a>	<a href="#">327,600</a>	<a href="#">348,400</a>		
<a href="#">97</a>		<a href="#">291,200</a>	<a href="#">327,800</a>	<a href="#">348,700</a>		
<a href="#">98</a>		<a href="#">291,500</a>	<a href="#">328,100</a>	<a href="#">349,100</a>		
<a href="#">99</a>		<a href="#">291,700</a>	<a href="#">328,400</a>	<a href="#">349,500</a>		
<a href="#">100</a>		<a href="#">292,000</a>	<a href="#">328,700</a>	<a href="#">349,900</a>		
<a href="#">101</a>		<a href="#">292,300</a>	<a href="#">328,900</a>	<a href="#">350,400</a>		
<a href="#">102</a>		<a href="#">292,500</a>	<a href="#">329,200</a>	<a href="#">350,800</a>		
<a href="#">103</a>		<a href="#">292,700</a>	<a href="#">329,600</a>	<a href="#">351,200</a>		
<a href="#">104</a>		<a href="#">293,000</a>	<a href="#">329,800</a>	<a href="#">315,600</a>		

<a href="#">105</a>		293,700	330,300	352,500		
<a href="#">106</a>			330,600	352,900		
<a href="#">107</a>			331,000	353,300		
<a href="#">108</a>			331,200	353,700		
<a href="#">109</a>			331,400	354,200		
<a href="#">110</a>			331,800	354,600		
<a href="#">111</a>			332,200	355,000		
<a href="#">112</a>			332,600	355,400		
<a href="#">113</a>			332,800	355,900		
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300 322,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	<a href="#">1</a>	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	<a href="#">2</a>	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	<a href="#">3</a>	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	<a href="#">4</a>	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	<a href="#">5</a>	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	<a href="#">6</a>	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	<a href="#">7</a>	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	<a href="#">8</a>	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	<a href="#">9</a>	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	<a href="#">10</a>	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	<a href="#">11</a>	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	<a href="#">12</a>	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	<a href="#">13</a>	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	<a href="#">14</a>	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	<a href="#">15</a>	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	<a href="#">16</a>	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	<a href="#">17</a>	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	<a href="#">18</a>	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	<a href="#">19</a>	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	<a href="#">20</a>	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	<a href="#">21</a>	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	<a href="#">22</a>	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	<a href="#">23</a>	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	<a href="#">24</a>	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	<a href="#">25</a>	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	<a href="#">26</a>	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
<a href="#">27</a>	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	

<a href="#">105</a>		293,300	329,900	352,100		
<a href="#">106</a>			330,200	352,500		
<a href="#">107</a>			330,600	352,900		
<a href="#">108</a>			330,800	353,300		
<a href="#">109</a>			331,000	353,800		
<a href="#">110</a>			331,400	354,200		
<a href="#">111</a>			331,800	354,600		
<a href="#">112</a>			332,200	355,000		
<a href="#">113</a>			322,400	355,500		
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900 321,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	<a href="#">1</a>	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	<a href="#">2</a>	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	<a href="#">3</a>	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	<a href="#">4</a>	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	<a href="#">5</a>	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	<a href="#">6</a>	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	<a href="#">7</a>	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	<a href="#">8</a>	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	<a href="#">9</a>	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	<a href="#">10</a>	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	<a href="#">11</a>	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	<a href="#">12</a>	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	<a href="#">13</a>	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	<a href="#">14</a>	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	<a href="#">15</a>	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	<a href="#">16</a>	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	<a href="#">17</a>	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	<a href="#">18</a>	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	<a href="#">19</a>	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	<a href="#">20</a>	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	<a href="#">21</a>	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	<a href="#">22</a>	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	<a href="#">23</a>	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	<a href="#">24</a>	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	<a href="#">25</a>	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	<a href="#">26</a>	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700
<a href="#">27</a>	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	

<a href="#">28</a>	<a href="#">207,200</a>	<a href="#">233,900</a>	<a href="#">267,200</a>	<a href="#">293,000</a>	<a href="#">330,300</a>	<a href="#">382,900</a>
<a href="#">29</a>	<a href="#">208,400</a>	<a href="#">235,500</a>	<a href="#">268,400</a>	<a href="#">294,600</a>	<a href="#">331,600</a>	<a href="#">384,700</a>
<a href="#">30</a>	<a href="#">209,600</a>	<a href="#">236,900</a>	<a href="#">269,900</a>	<a href="#">296,200</a>	<a href="#">333,100</a>	<a href="#">386,400</a>
<a href="#">31</a>	<a href="#">210,900</a>	<a href="#">238,200</a>	<a href="#">271,500</a>	<a href="#">297,800</a>	<a href="#">334,500</a>	<a href="#">388,300</a>
<a href="#">32</a>	<a href="#">212,100</a>	<a href="#">239,300</a>	<a href="#">272,900</a>	<a href="#">299,500</a>	<a href="#">336,000</a>	<a href="#">390,100</a>
<a href="#">33</a>	<a href="#">213,400</a>	<a href="#">240,600</a>	<a href="#">274,500</a>	<a href="#">300,900</a>	<a href="#">337,600</a>	<a href="#">391,800</a>
<a href="#">34</a>	<a href="#">214,700</a>	<a href="#">241,700</a>	<a href="#">276,000</a>	<a href="#">302,400</a>	<a href="#">339,100</a>	<a href="#">393,500</a>
<a href="#">35</a>	<a href="#">216,000</a>	<a href="#">242,600</a>	<a href="#">277,300</a>	<a href="#">304,000</a>	<a href="#">340,700</a>	<a href="#">395,300</a>
<a href="#">36</a>	<a href="#">217,300</a>	<a href="#">243,700</a>	<a href="#">278,600</a>	<a href="#">305,600</a>	<a href="#">342,200</a>	<a href="#">397,000</a>
<a href="#">37</a>	<a href="#">218,700</a>	<a href="#">244,800</a>	<a href="#">280,200</a>	<a href="#">307,100</a>	<a href="#">343,900</a>	<a href="#">398,600</a>
<a href="#">38</a>	<a href="#">220,100</a>	<a href="#">245,900</a>	<a href="#">281,600</a>	<a href="#">308,500</a>	<a href="#">345,500</a>	<a href="#">400,300</a>
<a href="#">39</a>	<a href="#">221,400</a>	<a href="#">246,800</a>	<a href="#">283,100</a>	<a href="#">310,000</a>	<a href="#">347,000</a>	<a href="#">402,100</a>
<a href="#">40</a>	<a href="#">222,800</a>	<a href="#">247,900</a>	<a href="#">284,500</a>	<a href="#">311,600</a>	<a href="#">348,600</a>	<a href="#">403,900</a>
<a href="#">41</a>	<a href="#">223,800</a>	<a href="#">248,600</a>	<a href="#">286,100</a>	<a href="#">313,200</a>	<a href="#">349,800</a>	<a href="#">405,400</a>
<a href="#">42</a>	<a href="#">225,200</a>	<a href="#">249,500</a>	<a href="#">287,600</a>	<a href="#">314,600</a>	<a href="#">351,300</a>	<a href="#">406,900</a>
<a href="#">43</a>	<a href="#">226,600</a>	<a href="#">250,400</a>	<a href="#">289,100</a>	<a href="#">316,000</a>	<a href="#">352,800</a>	<a href="#">408,400</a>
<a href="#">44</a>	<a href="#">228,000</a>	<a href="#">251,300</a>	<a href="#">290,700</a>	<a href="#">317,500</a>	<a href="#">354,200</a>	<a href="#">409,700</a>
<a href="#">45</a>	<a href="#">229,200</a>	<a href="#">252,100</a>	<a href="#">292,000</a>	<a href="#">318,500</a>	<a href="#">355,800</a>	<a href="#">410,800</a>
<a href="#">46</a>	<a href="#">230,600</a>	<a href="#">253,100</a>	<a href="#">293,400</a>	<a href="#">319,900</a>	<a href="#">356,800</a>	<a href="#">411,900</a>
<a href="#">47</a>	<a href="#">231,900</a>	<a href="#">254,000</a>	<a href="#">294,900</a>	<a href="#">321,300</a>	<a href="#">358,300</a>	<a href="#">413,000</a>
<a href="#">48</a>	<a href="#">233,200</a>	<a href="#">255,000</a>	<a href="#">296,400</a>	<a href="#">322,800</a>	<a href="#">359,600</a>	<a href="#">414,200</a>
<a href="#">49</a>	<a href="#">234,300</a>	<a href="#">256,000</a>	<a href="#">297,700</a>	<a href="#">323,900</a>	<a href="#">361,000</a>	<a href="#">415,500</a>
<a href="#">50</a>	<a href="#">235,400</a>	<a href="#">257,200</a>	<a href="#">299,000</a>	<a href="#">325,300</a>	<a href="#">362,400</a>	<a href="#">416,600</a>
<a href="#">51</a>	<a href="#">236,400</a>	<a href="#">258,400</a>	<a href="#">300,300</a>	<a href="#">326,600</a>	<a href="#">363,700</a>	<a href="#">417,800</a>
<a href="#">52</a>	<a href="#">237,500</a>	<a href="#">259,600</a>	<a href="#">301,700</a>	<a href="#">327,900</a>	<a href="#">365,100</a>	<a href="#">418,900</a>
<a href="#">53</a>	<a href="#">238,600</a>	<a href="#">260,700</a>	<a href="#">303,200</a>	<a href="#">329,300</a>	<a href="#">366,600</a>	<a href="#">420,100</a>
<a href="#">54</a>	<a href="#">239,700</a>	<a href="#">262,200</a>	<a href="#">304,500</a>	<a href="#">330,700</a>	<a href="#">367,800</a>	<a href="#">421,100</a>
<a href="#">55</a>	<a href="#">240,700</a>	<a href="#">263,600</a>	<a href="#">305,900</a>	<a href="#">332,100</a>	<a href="#">368,900</a>	<a href="#">422,200</a>
<a href="#">56</a>	<a href="#">241,700</a>	<a href="#">265,000</a>	<a href="#">307,300</a>	<a href="#">333,400</a>	<a href="#">370,100</a>	<a href="#">423,300</a>
<a href="#">57</a>	<a href="#">242,600</a>	<a href="#">266,600</a>	<a href="#">308,300</a>	<a href="#">334,300</a>	<a href="#">371,200</a>	<a href="#">424,400</a>
<a href="#">58</a>	<a href="#">243,600</a>	<a href="#">268,200</a>	<a href="#">309,500</a>	<a href="#">335,600</a>	<a href="#">372,100</a>	<a href="#">424,900</a>
<a href="#">59</a>	<a href="#">244,300</a>	<a href="#">269,700</a>	<a href="#">310,700</a>	<a href="#">336,800</a>	<a href="#">373,100</a>	<a href="#">425,500</a>
<a href="#">60</a>	<a href="#">245,300</a>	<a href="#">271,200</a>	<a href="#">312,100</a>	<a href="#">338,100</a>	<a href="#">374,100</a>	<a href="#">425,900</a>
<a href="#">61</a>	<a href="#">246,200</a>	<a href="#">272,600</a>	<a href="#">313,200</a>	<a href="#">339,200</a>	<a href="#">374,700</a>	<a href="#">426,500</a>
<a href="#">62</a>	<a href="#">247,200</a>	<a href="#">274,100</a>	<a href="#">314,500</a>	<a href="#">340,100</a>	<a href="#">375,500</a>	<a href="#">427,000</a>
<a href="#">63</a>	<a href="#">248,000</a>	<a href="#">275,600</a>	<a href="#">315,800</a>	<a href="#">341,300</a>	<a href="#">376,300</a>	<a href="#">427,400</a>
<a href="#">64</a>	<a href="#">249,000</a>	<a href="#">276,900</a>	<a href="#">317,000</a>	<a href="#">342,600</a>	<a href="#">377,100</a>	<a href="#">427,900</a>
<a href="#">65</a>	<a href="#">249,900</a>	<a href="#">278,500</a>	<a href="#">318,300</a>	<a href="#">343,700</a>	<a href="#">377,800</a>	<a href="#">428,500</a>
<a href="#">66</a>	<a href="#">250,900</a>	<a href="#">280,000</a>	<a href="#">319,600</a>	<a href="#">344,900</a>	<a href="#">378,500</a>	<a href="#">428,900</a>
<a href="#">67</a>	<a href="#">252,000</a>	<a href="#">281,500</a>	<a href="#">320,900</a>	<a href="#">346,100</a>	<a href="#">379,300</a>	<a href="#">429,200</a>
<a href="#">68</a>	<a href="#">252,900</a>	<a href="#">283,000</a>	<a href="#">322,200</a>	<a href="#">347,200</a>	<a href="#">380,000</a>	<a href="#">429,500</a>
<a href="#">69</a>	<a href="#">253,700</a>	<a href="#">284,100</a>	<a href="#">322,900</a>	<a href="#">348,200</a>	<a href="#">380,600</a>	<a href="#">429,900</a>

<a href="#">28</a>	<a href="#">205,500</a>	<a href="#">232,200</a>	<a href="#">266,100</a>	<a href="#">292,200</a>	<a href="#">329,800</a>	<a href="#">382,500</a>
<a href="#">29</a>	<a href="#">206,700</a>	<a href="#">233,800</a>	<a href="#">267,400</a>	<a href="#">293,800</a>	<a href="#">331,200</a>	<a href="#">384,300</a>
<a href="#">30</a>	<a href="#">207,900</a>	<a href="#">235,200</a>	<a href="#">268,900</a>	<a href="#">295,500</a>	<a href="#">332,700</a>	<a href="#">386,000</a>
<a href="#">31</a>	<a href="#">209,200</a>	<a href="#">236,500</a>	<a href="#">270,500</a>	<a href="#">297,100</a>	<a href="#">334,100</a>	<a href="#">387,900</a>
<a href="#">32</a>	<a href="#">210,400</a>	<a href="#">237,700</a>	<a href="#">272,000</a>	<a href="#">298,800</a>	<a href="#">335,600</a>	<a href="#">389,700</a>
<a href="#">33</a>	<a href="#">211,700</a>	<a href="#">239,000</a>	<a href="#">273,600</a>	<a href="#">300,300</a>	<a href="#">337,200</a>	<a href="#">391,400</a>
<a href="#">34</a>	<a href="#">213,000</a>	<a href="#">240,100</a>	<a href="#">275,100</a>	<a href="#">301,800</a>	<a href="#">338,700</a>	<a href="#">393,100</a>
<a href="#">35</a>	<a href="#">214,300</a>	<a href="#">241,000</a>	<a href="#">276,400</a>	<a href="#">303,400</a>	<a href="#">340,300</a>	<a href="#">394,900</a>
<a href="#">36</a>	<a href="#">215,600</a>	<a href="#">242,100</a>	<a href="#">277,800</a>	<a href="#">305,000</a>	<a href="#">341,800</a>	<a href="#">396,600</a>
<a href="#">37</a>	<a href="#">217,000</a>	<a href="#">243,200</a>	<a href="#">279,400</a>	<a href="#">306,500</a>	<a href="#">343,500</a>	<a href="#">398,200</a>
<a href="#">38</a>	<a href="#">218,400</a>	<a href="#">244,300</a>	<a href="#">280,800</a>	<a href="#">307,900</a>	<a href="#">345,100</a>	<a href="#">399,900</a>
<a href="#">39</a>	<a href="#">219,800</a>	<a href="#">245,200</a>	<a href="#">282,300</a>	<a href="#">309,500</a>	<a href="#">346,600</a>	<a href="#">401,700</a>
<a href="#">40</a>	<a href="#">221,200</a>	<a href="#">246,300</a>	<a href="#">283,700</a>	<a href="#">311,100</a>	<a href="#">348,200</a>	<a href="#">403,500</a>
<a href="#">41</a>	<a href="#">222,200</a>	<a href="#">247,100</a>	<a href="#">285,300</a>	<a href="#">312,700</a>	<a href="#">349,400</a>	<a href="#">405,000</a>
<a href="#">42</a>	<a href="#">223,600</a>	<a href="#">248,000</a>	<a href="#">286,900</a>	<a href="#">314,100</a>	<a href="#">350,900</a>	<a href="#">406,500</a>
<a href="#">43</a>	<a href="#">225,000</a>	<a href="#">248,900</a>	<a href="#">288,400</a>	<a href="#">315,500</a>	<a href="#">352,400</a>	<a href="#">408,000</a>
<a href="#">44</a>	<a href="#">226,400</a>	<a href="#">249,900</a>	<a href="#">290,000</a>	<a href="#">317,000</a>	<a href="#">353,800</a>	<a href="#">409,300</a>
<a href="#">45</a>	<a href="#">227,600</a>	<a href="#">250,800</a>	<a href="#">291,400</a>	<a href="#">318,100</a>	<a href="#">355,400</a>	<a href="#">410,400</a>
<a href="#">46</a>	<a href="#">229,000</a>	<a href="#">251,800</a>	<a href="#">292,800</a>	<a href="#">319,500</a>	<a href="#">356,400</a>	<a href="#">411,500</a>
<a href="#">47</a>	<a href="#">230,300</a>	<a href="#">252,800</a>	<a href="#">294,300</a>	<a href="#">320,900</a>	<a href="#">357,900</a>	<a href="#">412,600</a>
<a href="#">48</a>	<a href="#">231,600</a>	<a href="#">253,800</a>	<a href="#">295,800</a>	<a href="#">322,400</a>	<a href="#">359,200</a>	<a href="#">413,800</a>
<a href="#">49</a>	<a href="#">232,700</a>	<a href="#">254,800</a>	<a href="#">297,100</a>	<a href="#">323,500</a>	<a href="#">360,600</a>	<a href="#">415,100</a>
<a href="#">50</a>	<a href="#">233,800</a>	<a href="#">256,000</a>	<a href="#">298,400</a>	<a href="#">324,900</a>	<a href="#">362,000</a>	<a href="#">416,200</a>
<a href="#">51</a>	<a href="#">234,800</a>	<a href="#">257,200</a>	<a href="#">299,800</a>	<a href="#">326,200</a>	<a href="#">363,300</a>	<a href="#">417,400</a>
<a href="#">52</a>	<a href="#">235,900</a>	<a href="#">258,500</a>	<a href="#">301,200</a>	<a href="#">327,500</a>	<a href="#">364,700</a>	<a href="#">418,500</a>
<a href="#">53</a>	<a href="#">237,000</a>	<a href="#">259,700</a>	<a href="#">302,700</a>	<a href="#">328,900</a>	<a href="#">366,200</a>	<a href="#">419,700</a>
<a href="#">54</a>	<a href="#">238,100</a>	<a href="#">261,200</a>	<a href="#">304,000</a>	<a href="#">330,300</a>	<a href="#">367,400</a>	<a href="#">420,700</a>
<a href="#">55</a>	<a href="#">239,100</a>	<a href="#">262,600</a>	<a href="#">305,400</a>	<a href="#">331,700</a>	<a href="#">368,500</a>	<a href="#">421,800</a>
<a href="#">56</a>	<a href="#">240,100</a>	<a href="#">264,100</a>	<a href="#">306,800</a>	<a href="#">333,000</a>	<a href="#">369,700</a>	<a href="#">422,900</a>
<a href="#">57</a>	<a href="#">241,100</a>	<a href="#">265,700</a>	<a href="#">307,900</a>	<a href="#">333,900</a>	<a href="#">370,800</a>	<a href="#">424,000</a>
<a href="#">58</a>	<a href="#">242,100</a>	<a href="#">267,300</a>	<a href="#">309,100</a>	<a href="#">335,200</a>	<a href="#">371,700</a>	<a href="#">424,500</a>
<a href="#">59</a>	<a href="#">242,900</a>	<a href="#">268,800</a>	<a href="#">310,300</a>	<a href="#">336,400</a>	<a href="#">372,700</a>	<a href="#">425,100</a>
<a href="#">60</a>	<a href="#">243,900</a>	<a href="#">270,400</a>	<a href="#">311,700</a>	<a href="#">337,700</a>	<a href="#">373,700</a>	<a href="#">425,500</a>
<a href="#">61</a>	<a href="#">244,900</a>	<a href="#">271,800</a>	<a href="#">312,800</a>	<a href="#">338,800</a>	<a href="#">374,300</a>	<a href="#">426,100</a>
<a href="#">62</a>	<a href="#">245,900</a>	<a href="#">273,300</a>	<a href="#">314,100</a>	<a href="#">339,700</a>	<a href="#">375,100</a>	<a href="#">426,600</a>
<a href="#">63</a>	<a href="#">246,800</a>	<a href="#">274,800</a>	<a href="#">315,400</a>	<a href="#">340,900</a>	<a href="#">375,900</a>	<a href="#">427,000</a>
<a href="#">64</a>	<a href="#">247,800</a>	<a href="#">276,200</a>	<a href="#">316,600</a>	<a href="#">342,200</a>	<a href="#">376,700</a>	<a href="#">427,500</a>
<a href="#">65</a>	<a href="#">248,700</a>	<a href="#">277,800</a>	<a href="#">317,900</a>	<a href="#">343,300</a>	<a href="#">377,400</a>	<a href="#">428,100</a>
<a href="#">66</a>	<a href="#">249,700</a>	<a href="#">279,300</a>	<a href="#">319,200</a>	<a href="#">344,500</a>	<a href="#">378,100</a>	<a href="#">428,500</a>
<a href="#">67</a>	<a href="#">250,800</a>	<a href="#">280,800</a>	<a href="#">320,500</a>	<a href="#">345,700</a>	<a href="#">378,900</a>	<a href="#">428,800</a>
<a href="#">68</a>	<a href="#">251,800</a>	<a href="#">282,300</a>	<a href="#">321,800</a>	<a href="#">346,800</a>	<a href="#">379,600</a>	<a href="#">429,100</a>
<a href="#">69</a>	<a href="#">252,700</a>	<a href="#">283,500</a>	<a href="#">322,500</a>	<a href="#">347,800</a>	<a href="#">380,200</a>	<a href="#">429,500</a>

<u>70</u>	<u>254,800</u>	<u>285,600</u>	<u>324,000</u>	<u>349,200</u>	<u>381,200</u>	<u>430,300</u>
<u>71</u>	<u>255,900</u>	<u>287,100</u>	<u>325,100</u>	<u>350,300</u>	<u>381,900</u>	<u>430,600</u>
<u>72</u>	<u>257,100</u>	<u>288,500</u>	<u>326,000</u>	<u>351,400</u>	<u>382,500</u>	<u>430,900</u>
<u>73</u>	<u>258,500</u>	<u>289,700</u>	<u>327,300</u>	<u>352,200</u>	<u>383,200</u>	<u>431,300</u>
<u>74</u>	<u>259,800</u>	<u>291,100</u>	<u>328,000</u>	<u>353,300</u>	<u>383,700</u>	
<u>75</u>	<u>261,100</u>	<u>292,400</u>	<u>329,100</u>	<u>354,400</u>	<u>384,300</u>	
<u>76</u>	<u>262,300</u>	<u>293,700</u>	<u>330,300</u>	<u>355,500</u>	<u>384,800</u>	
<u>77</u>	<u>263,300</u>	<u>295,200</u>	<u>331,400</u>	<u>356,200</u>	<u>385,200</u>	
<u>78</u>	<u>264,400</u>	<u>296,500</u>	<u>332,600</u>	<u>357,000</u>	<u>385,800</u>	
<u>79</u>	<u>265,700</u>	<u>297,700</u>	<u>333,700</u>	<u>357,800</u>	<u>386,300</u>	
<u>80</u>	<u>266,900</u>	<u>299,000</u>	<u>334,900</u>	<u>358,500</u>	<u>386,600</u>	
<u>81</u>	<u>268,000</u>	<u>299,700</u>	<u>336,000</u>	<u>359,100</u>	<u>386,900</u>	
<u>82</u>	<u>269,000</u>	<u>300,900</u>	<u>337,100</u>	<u>359,600</u>	<u>387,400</u>	
<u>83</u>	<u>270,100</u>	<u>302,000</u>	<u>338,100</u>	<u>360,200</u>	<u>387,800</u>	
<u>84</u>	<u>271,200</u>	<u>303,200</u>	<u>339,200</u>	<u>360,700</u>	<u>388,100</u>	
<u>85</u>	<u>272,000</u>	<u>304,300</u>	<u>340,100</u>	<u>361,300</u>	<u>388,400</u>	
<u>86</u>	<u>272,900</u>	<u>305,500</u>	<u>341,100</u>	<u>361,800</u>	<u>388,900</u>	
<u>87</u>	<u>274,000</u>	<u>306,700</u>	<u>342,000</u>	<u>362,400</u>	<u>389,400</u>	
<u>88</u>	<u>275,100</u>	<u>307,800</u>	<u>343,000</u>	<u>362,900</u>	<u>389,800</u>	
<u>89</u>	<u>276,100</u>	<u>309,100</u>	<u>344,000</u>	<u>363,300</u>	<u>390,100</u>	
<u>90</u>	<u>277,000</u>	<u>310,300</u>	<u>344,800</u>	<u>363,700</u>	<u>390,500</u>	
<u>91</u>	<u>277,900</u>	<u>311,500</u>	<u>345,600</u>	<u>364,300</u>	<u>391,000</u>	
<u>92</u>	<u>278,900</u>	<u>312,700</u>	<u>346,400</u>	<u>364,800</u>	<u>391,400</u>	
<u>93</u>	<u>279,900</u>	<u>313,500</u>	<u>347,000</u>	<u>365,100</u>	<u>391,800</u>	
<u>94</u>	<u>280,900</u>	<u>314,200</u>	<u>347,600</u>	<u>365,600</u>		
<u>95</u>	<u>281,800</u>	<u>314,900</u>	<u>348,300</u>	<u>366,000</u>		
<u>96</u>	<u>282,800</u>	<u>315,500</u>	<u>348,900</u>	<u>366,300</u>		
<u>97</u>	<u>283,600</u>	<u>316,200</u>	<u>349,300</u>	<u>366,900</u>		
<u>98</u>	<u>284,400</u>	<u>316,500</u>	<u>349,700</u>	<u>367,400</u>		
<u>99</u>	<u>285,000</u>	<u>317,100</u>	<u>350,200</u>	<u>367,900</u>		
<u>100</u>	<u>285,900</u>	<u>317,800</u>	<u>350,600</u>	<u>368,400</u>		
<u>101</u>	<u>286,700</u>	<u>318,200</u>	<u>351,100</u>	<u>369,000</u>		
<u>102</u>	<u>287,500</u>	<u>318,800</u>	<u>351,500</u>	<u>369,500</u>		
<u>103</u>	<u>288,300</u>	<u>319,400</u>	<u>352,000</u>	<u>370,000</u>		
<u>104</u>	<u>289,100</u>	<u>320,000</u>	<u>352,400</u>	<u>370,400</u>		
<u>105</u>	<u>289,800</u>	<u>320,400</u>	<u>352,700</u>	<u>371,000</u>		
<u>106</u>	<u>290,300</u>	<u>320,900</u>	<u>353,200</u>	<u>371,500</u>		
<u>107</u>	<u>290,800</u>	<u>321,400</u>	<u>353,600</u>	<u>372,000</u>		
<u>108</u>	<u>291,300</u>	<u>321,900</u>	<u>353,900</u>	<u>372,500</u>		
<u>109</u>	<u>291,500</u>	<u>322,300</u>	<u>354,400</u>	<u>373,100</u>		
<u>110</u>	<u>291,800</u>	<u>322,700</u>	<u>354,900</u>	<u>373,500</u>		
<u>111</u>	<u>292,000</u>	<u>323,000</u>	<u>355,400</u>	<u>374,000</u>		

<u>70</u>	<u>253,800</u>	<u>285,000</u>	<u>323,600</u>	<u>348,800</u>	<u>380,800</u>	<u>429,900</u>
<u>71</u>	<u>255,000</u>	<u>286,500</u>	<u>324,700</u>	<u>349,900</u>	<u>381,500</u>	<u>430,200</u>
<u>72</u>	<u>256,200</u>	<u>287,900</u>	<u>325,600</u>	<u>351,000</u>	<u>382,100</u>	<u>430,500</u>
<u>73</u>	<u>257,600</u>	<u>289,100</u>	<u>326,900</u>	<u>351,800</u>	<u>382,800</u>	<u>430,900</u>
<u>74</u>	<u>258,900</u>	<u>290,500</u>	<u>327,600</u>	<u>352,900</u>	<u>383,300</u>	
<u>75</u>	<u>260,200</u>	<u>291,900</u>	<u>328,700</u>	<u>354,000</u>	<u>383,900</u>	
<u>76</u>	<u>261,500</u>	<u>293,200</u>	<u>329,900</u>	<u>355,100</u>	<u>384,400</u>	
<u>77</u>	<u>262,500</u>	<u>294,700</u>	<u>331,000</u>	<u>355,800</u>	<u>384,800</u>	
<u>78</u>	<u>263,600</u>	<u>296,000</u>	<u>332,200</u>	<u>356,600</u>	<u>385,400</u>	
<u>79</u>	<u>264,900</u>	<u>297,200</u>	<u>333,300</u>	<u>357,400</u>	<u>385,900</u>	
<u>80</u>	<u>266,200</u>	<u>298,500</u>	<u>334,500</u>	<u>358,100</u>	<u>386,200</u>	
<u>81</u>	<u>267,300</u>	<u>299,300</u>	<u>335,600</u>	<u>358,700</u>	<u>386,500</u>	
<u>82</u>	<u>268,300</u>	<u>300,500</u>	<u>336,700</u>	<u>359,200</u>	<u>387,000</u>	
<u>83</u>	<u>269,400</u>	<u>301,600</u>	<u>337,700</u>	<u>359,800</u>	<u>387,400</u>	
<u>84</u>	<u>270,500</u>	<u>302,800</u>	<u>338,800</u>	<u>360,300</u>	<u>387,700</u>	
<u>85</u>	<u>271,400</u>	<u>303,900</u>	<u>339,700</u>	<u>360,900</u>	<u>388,000</u>	
<u>86</u>	<u>272,300</u>	<u>305,100</u>	<u>340,700</u>	<u>361,400</u>	<u>388,500</u>	
<u>87</u>	<u>273,400</u>	<u>306,300</u>	<u>341,600</u>	<u>362,000</u>	<u>389,000</u>	
<u>88</u>	<u>274,500</u>	<u>307,400</u>	<u>342,600</u>	<u>362,500</u>	<u>389,400</u>	
<u>89</u>	<u>275,500</u>	<u>308,700</u>	<u>343,600</u>	<u>362,900</u>	<u>389,700</u>	
<u>90</u>	<u>276,400</u>	<u>309,900</u>	<u>344,400</u>	<u>363,300</u>	<u>390,100</u>	
<u>91</u>	<u>277,400</u>	<u>311,100</u>	<u>345,200</u>	<u>363,900</u>	<u>390,600</u>	
<u>92</u>	<u>278,400</u>	<u>312,300</u>	<u>346,000</u>	<u>364,400</u>	<u>391,000</u>	
<u>93</u>	<u>279,400</u>	<u>313,100</u>	<u>346,600</u>	<u>364,700</u>	<u>391,400</u>	
<u>94</u>	<u>280,400</u>	<u>313,800</u>	<u>347,200</u>	<u>365,200</u>		
<u>95</u>	<u>281,300</u>	<u>314,500</u>	<u>347,900</u>	<u>365,600</u>		
<u>96</u>	<u>282,300</u>	<u>315,100</u>	<u>348,500</u>	<u>365,900</u>		
<u>97</u>	<u>283,200</u>	<u>315,800</u>	<u>348,900</u>	<u>366,500</u>		
<u>98</u>	<u>284,000</u>	<u>316,100</u>	<u>349,300</u>	<u>367,000</u>		
<u>99</u>	<u>284,600</u>	<u>316,700</u>	<u>349,800</u>	<u>367,500</u>		
<u>100</u>	<u>285,500</u>	<u>317,400</u>	<u>350,200</u>	<u>368,000</u>		
<u>101</u>	<u>286,300</u>	<u>317,800</u>	<u>350,700</u>	<u>368,600</u>		
<u>102</u>	<u>287,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,100</u>	<u>369,100</u>		
<u>103</u>	<u>287,900</u>	<u>319,000</u>	<u>351,600</u>	<u>369,600</u>		
<u>104</u>	<u>288,700</u>	<u>319,600</u>	<u>352,000</u>	<u>370,000</u>		
<u>105</u>	<u>289,400</u>	<u>320,000</u>	<u>352,300</u>	<u>370,600</u>		
<u>106</u>	<u>289,900</u>	<u>320,500</u>	<u>352,800</u>	<u>371,100</u>		
<u>107</u>	<u>290,400</u>	<u>321,000</u>	<u>353,200</u>	<u>371,600</u>		
<u>108</u>	<u>290,900</u>	<u>321,500</u>	<u>353,500</u>	<u>372,100</u>		
<u>109</u>	<u>291,100</u>	<u>321,900</u>	<u>354,000</u>	<u>372,700</u>		
<u>110</u>	<u>291,400</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>373,100</u>		
<u>111</u>	<u>291,600</u>	<u>322,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,600</u>		

<u>112</u>	<u>292,400</u>	<u>323,300</u>	<u>355,900</u>	<u>374,500</u>
<u>113</u>	<u>292,700</u>	<u>323,700</u>	<u>356,400</u>	<u>375,100</u>
<u>114</u>	<u>292,900</u>	<u>324,100</u>	<u>356,900</u>	
<u>115</u>	<u>293,300</u>	<u>324,500</u>	<u>357,400</u>	
<u>116</u>	<u>293,600</u>	<u>324,800</u>	<u>357,800</u>	
<u>117</u>	<u>293,900</u>	<u>325,000</u>	<u>358,200</u>	
<u>118</u>	<u>294,200</u>	<u>325,300</u>	<u>358,600</u>	
<u>119</u>	<u>294,500</u>	<u>325,700</u>	<u>359,100</u>	
<u>120</u>	<u>294,900</u>	<u>325,900</u>	<u>359,600</u>	
<u>121</u>	<u>295,200</u>	<u>326,100</u>	<u>360,000</u>	
<u>122</u>	<u>295,600</u>	<u>326,400</u>	<u>360,500</u>	
<u>123</u>	<u>295,900</u>	<u>326,700</u>	<u>361,000</u>	
<u>124</u>	<u>296,300</u>	<u>327,000</u>	<u>361,500</u>	
<u>125</u>	<u>296,500</u>	<u>327,200</u>	<u>361,800</u>	
<u>126</u>	<u>296,700</u>	<u>327,500</u>		
<u>127</u>	<u>297,000</u>	<u>327,900</u>		
<u>128</u>	<u>297,400</u>	<u>328,100</u>		
<u>129</u>	<u>297,600</u>	<u>328,200</u>		
<u>130</u>	<u>297,900</u>	<u>328,500</u>		
<u>131</u>	<u>298,300</u>	<u>328,900</u>		
<u>132</u>	<u>298,700</u>	<u>329,100</u>		
<u>133</u>	<u>298,900</u>	<u>329,400</u>		
<u>134</u>	<u>299,200</u>	<u>329,800</u>		
<u>135</u>	<u>299,600</u>	<u>330,200</u>		
<u>136</u>	<u>299,900</u>	<u>330,600</u>		
<u>137</u>	<u>300,100</u>	<u>330,900</u>		
<u>138</u>	<u>300,400</u>	<u>331,300</u>		
<u>139</u>	<u>300,800</u>	<u>331,700</u>		
<u>140</u>	<u>301,100</u>	<u>332,100</u>		
<u>141</u>	<u>301,300</u>	<u>332,400</u>		
<u>142</u>	<u>301,700</u>	<u>332,800</u>		
<u>143</u>	<u>302,100</u>	<u>333,100</u>		
<u>144</u>	<u>302,400</u>	<u>333,500</u>		
<u>145</u>	<u>302,500</u>	<u>333,800</u>		
<u>146</u>	<u>302,800</u>	<u>334,200</u>		
<u>147</u>	<u>303,100</u>	<u>334,600</u>		
<u>148</u>	<u>303,500</u>	<u>335,000</u>		
<u>149</u>	<u>303,700</u>	<u>335,300</u>		
<u>150</u>	<u>303,900</u>	<u>335,700</u>		
<u>151</u>	<u>304,200</u>	<u>336,100</u>		
<u>152</u>	<u>304,500</u>	<u>336,500</u>		
<u>153</u>	<u>304,900</u>	<u>336,800</u>		

<u>112</u>	<u>292,000</u>	<u>322,900</u>	<u>355,500</u>	<u>374,100</u>
<u>113</u>	<u>292,300</u>	<u>323,300</u>	<u>356,000</u>	<u>374,700</u>
<u>114</u>	<u>292,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,500</u>	
<u>115</u>	<u>292,900</u>	<u>324,100</u>	<u>357,000</u>	
<u>116</u>	<u>293,200</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	
<u>117</u>	<u>293,500</u>	<u>324,600</u>	<u>357,800</u>	
<u>118</u>	<u>293,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,200</u>	
<u>119</u>	<u>294,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,700</u>	
<u>120</u>	<u>294,500</u>	<u>325,500</u>	<u>359,200</u>	
<u>121</u>	<u>294,800</u>	<u>325,700</u>	<u>359,600</u>	
<u>122</u>	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>	<u>360,100</u>	
<u>123</u>	<u>295,500</u>	<u>326,300</u>	<u>360,600</u>	
<u>124</u>	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>	<u>361,100</u>	
<u>125</u>	<u>296,100</u>	<u>326,800</u>	<u>361,400</u>	
<u>126</u>	<u>296,300</u>	<u>327,100</u>		
<u>127</u>	<u>296,600</u>	<u>327,500</u>		
<u>128</u>	<u>297,000</u>	<u>327,700</u>		
<u>129</u>	<u>297,200</u>	<u>327,800</u>		
<u>130</u>	<u>297,500</u>	<u>328,100</u>		
<u>131</u>	<u>297,900</u>	<u>328,500</u>		
<u>132</u>	<u>298,300</u>	<u>328,700</u>		
<u>133</u>	<u>298,500</u>	<u>329,000</u>		
<u>134</u>	<u>298,800</u>	<u>329,400</u>		
<u>135</u>	<u>299,200</u>	<u>329,800</u>		
<u>136</u>	<u>299,500</u>	<u>330,200</u>		
<u>137</u>	<u>299,700</u>	<u>330,500</u>		
<u>138</u>	<u>300,000</u>	<u>330,900</u>		
<u>139</u>	<u>300,400</u>	<u>331,300</u>		
<u>140</u>	<u>300,700</u>	<u>331,700</u>		
<u>141</u>	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>		
<u>142</u>	<u>301,300</u>	<u>332,400</u>		
<u>143</u>	<u>301,700</u>	<u>332,700</u>		
<u>144</u>	<u>302,000</u>	<u>333,100</u>		
<u>145</u>	<u>302,100</u>	<u>333,400</u>		
<u>146</u>	<u>302,400</u>	<u>333,800</u>		
<u>147</u>	<u>302,700</u>	<u>334,200</u>		
<u>148</u>	<u>303,100</u>	<u>334,600</u>		
<u>149</u>	<u>303,300</u>	<u>334,900</u>		
<u>150</u>	<u>303,500</u>	<u>335,300</u>		
<u>151</u>	<u>303,800</u>	<u>335,700</u>		
<u>152</u>	<u>304,100</u>	<u>336,100</u>		
<u>153</u>	<u>304,500</u>	<u>336,400</u>		

<u>154</u>	<u>305,100</u>						
<u>155</u>	<u>305,300</u>						
<u>156</u>	<u>305,600</u>						
<u>157</u>	<u>305,900</u>						
<u>158</u>	<u>306,200</u>						
<u>159</u>	<u>306,500</u>						
<u>160</u>	<u>306,800</u>						
<u>161</u>	<u>307,200</u>						
<u>162</u>	<u>307,500</u>						
<u>163</u>	<u>307,800</u>						
<u>164</u>	<u>308,100</u>						
<u>165</u>	<u>308,500</u>						
<u>166</u>	<u>308,800</u>						
<u>167</u>	<u>309,100</u>						
<u>168</u>	<u>309,400</u>						
<u>169</u>	<u>309,800</u>						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

<u>154</u>	<u>304,700</u>						
<u>155</u>	<u>304,900</u>						
<u>156</u>	<u>305,200</u>						
<u>157</u>	<u>305,500</u>						
<u>158</u>	<u>305,800</u>						
<u>159</u>	<u>306,100</u>						
<u>160</u>	<u>306,400</u>						
<u>161</u>	<u>306,800</u>						
<u>162</u>	<u>307,100</u>						
<u>163</u>	<u>307,400</u>						
<u>164</u>	<u>307,700</u>						
<u>165</u>	<u>308,100</u>						
<u>166</u>	<u>308,400</u>						
<u>167</u>	<u>308,700</u>						
<u>168</u>	<u>309,000</u>						
<u>169</u>	<u>309,400</u>						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><b>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</b></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p><b>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行8級職員」という。)にあっては3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</b></p> <p>4 略</p> <p>(扶養手当の支給方法)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p><b>3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。</b></p> <p>4 略</p> <p>(扶養手当の支給方法)</p>

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨

\_\_\_\_\_を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(削除)

(削除)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは\_\_\_\_\_その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族\_\_\_\_\_がない

\_\_\_\_\_職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項第1号の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に

掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの\_\_\_\_\_事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号\_\_\_\_\_に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)\_\_\_\_\_及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が、配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給

について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の85

を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40

を乗じて得た額の総額

3 略

額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90を乗じて

得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5を

乗じて得た額の総額

3 略

【議案第119号関係】

三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年三豊市条例第3号)  
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p><u>三豊市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>	<p><u>三豊市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則(以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>

【議案第120号関係】

三豊市印鑑条例(平成18年三豊市条例第17号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(5)</b> 略</p> <p><b>(6)</b> 略</p> <p><b>(7)</b> 略</p> <p>2 <b>前項第1号から第6号まで</b>に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって作成する。</p> <p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証(以下「登録証」という。)を登録申請者又はその代理人に対し直接に交付する。</p> <p>2 略</p> <p>3 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。</p> <p>4 市長は、登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付する。</p> <p><b>5 前2項の規定にかかわらず、第14条第1項に規定する多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回路で接続した民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)による印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、この限りでない。</b></p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明し、あわせて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>(3)</b> 略</p> <p><b>(4)</b> 略</p> <p>2 略</p> <p><b>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</b></p> <p><b>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して</b></p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><b>(5) 男女の別</b></p> <p><b>(6)</b> 略</p> <p><b>(7)</b> 略</p> <p><b>(8)</b> 略</p> <p>2 <b>前項第1号から第7号まで</b>に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって作成する。</p> <p>(印鑑登録証)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証(以下「登録証」という。)を登録申請者又はその代理人に対し直接に交付する。</p> <p>2 略</p> <p>3 印鑑の登録の証明を受けようとする者は、登録証を提示しない限り、印鑑登録証明書の交付を受けることができない。</p> <p>4 市長は、登録証を持参して印鑑の登録の証明を受けようとする者に対してのみ、印鑑登録証明書を交付する。</p> <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録証明書により、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明し、あわせて次に掲げる事項を当該証明書に記載する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><b>(3) 男女の別</b></p> <p><b>(4)</b> 略</p> <p><b>(5)</b> 略</p> <p>2 略</p>

暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定した暗証番号とする。

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

第17条 略



(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。))を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日まで

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(次項において「不足税額」と総称する。))を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項                    において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

## の期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、)で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、)当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で)当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で)当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6 略

7 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出し

5 略

6 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

た修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(削除)

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合には、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第80条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

第81条 削除

該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割)の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別

(軽自動車税)の税率)

第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車

割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 **3,600円**

(イ) 3輪のもの 年額 **3,900円**

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 **6,900円**

自家用 年額 **10,800円**

b 貨物用のもの

営業用 年額 **3,800円**

自家用 年額 **5,000円**

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 **2,400円**

(イ) その他のもの 年額 **5,900円**

- (3) 略

(種別割) の賦課期日及び納期)

第83条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 3 略

(種別割) の徴収の方法)

第85条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割) に関する申告又は報告)

第87条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であること

等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 略
- (2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 **3,600円**

3輪のもの 年額 **3,900円**

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 **6,900円**

自家用 年額 **10,800円**

貨物用のもの

営業用 年額 **3,800円**

自家用 年額 **5,000円**

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 **2,400円**

その他のもの 年額 **5,900円**

- (3) 略

(軽自動車税)の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

- 3 略

(軽自動車税)の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税)に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であること

を理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(5) 略

(種別割)に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(種別割)の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、種別割を減免する。

(1)～(4) 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(障害者に対する種別割)の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第1号に掲げる軽自動車等にあつては、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第91条の3の規定により自動車税の減免を受けている者が所有するものを除く。)については、その所有者に対して課する種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、知的障害を有し常時介護を要する者(以下「知的障害者」という。))又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。))が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。))で、当該身体障害者が運転するもの、当該身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者(以下「障害者」と総称する。))のために当該障害者と生計を一にする者が運転するもの又は当該障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。))のために当該障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に關

を理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、市長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)～(5) 略

(軽自動車税)に係る不申告等に関する過料)

第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

(軽自動車税)の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるものについては、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(4) 略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(障害者に対する軽自動車税)の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等(第1号に掲げる軽自動車等にあつては、香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第91条の3の規定により自動車税の減免を受けている者が所有するものを除く。)については、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)、知的障害を有し常時介護を要する者(以下「知的障害者」という。))又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。))が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。))で、当該身体障害者が運転するもの、当該身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者(以下「障害者」と総称する。))のために当該障害者と生計を一にする者が運転するもの又は当該障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。))のために当該障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者が運転するもの(のうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。))

(2) 略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に關

する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

5 第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者について、当該年度において引き続き、前年度の減免申請書の記載事項に変更がないこと、及び軽自動車の減免を受けようとする意思のあることを市長が確認した場合は、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により、当該年度に係る減免申請書の提出を要しないものとしてすることができる。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 略

9 略

する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

(1)～(6) 略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

5 第1項の規定により前年度において軽自動車税の減免を受けた者について、当該年度において引き続き、前年度の減免申請書の記載事項に変更がないこと、及び軽自動車の減免を受けようとする意思のあることを市長が確認した場合は、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により、当該年度に係る減免申請書の提出を要しないものとしてすることができる。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 略

2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 略

9 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、市民税の所得割の納税義務者が法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円

**第6条 削除**

(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

	5,000円	6,000円
--	--------	--------

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号

	5,000円	6,000円
--	--------	--------

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)

に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配

当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

**第20条の3** 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

**第20条の2** 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約

- 適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から 租税条約等実施特例法 第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び 第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納
- 適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から 同法 第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び 第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納

税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と\_\_\_\_\_する。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条

税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法\_\_\_\_\_第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条

の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により  
 配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第  
 3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例  
 法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される  
 法第37条の4」とする。

の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により  
 配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第  
 3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例  
 法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される  
 法第37条の4」とする。

【第2条関係】 三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号) 一部改正

改正後(案)	現 行	
附 則	附 則	
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る三豊市税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税 _____ に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる _____ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
<u>第82条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
<u>附則第16条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</u>
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>新条例第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>
		<u>6,900円</u>
		<u>10,800円</u>
		<u>3,800円</u>
		<u>5,000円</u>
	<u>新条例附則第16条第1項の表第82条</u>	<u>三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成26年三豊市条例第18号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</u>
	<u>新条例附則第16条第1項の表第82条第2号アの項</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア</u>
		<u>3,900円</u>
		<u>6,900円</u>
		<u>10,800円</u>
		<u>3,800円</u>
		<u>5,000円</u>

【第3条関係】 三豊市税条例等の一部を改正する条例(平成27年三豊市条例第28号) 一部改正

改正後(案)	現 行	
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	
第5条 略	第5条 略	

2～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、三豊市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条第3号	<u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項</u>	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
	若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	
略		

8～14 略

2～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条第3号	<u>第48条第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略		

8～14 略

【議案第122号関係】

三豊市国民健康保険税条例(平成18年三豊市条例第69号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>19 略</p> <p>20 略</p>	<p>附 則</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p>

【議案第123号～議案第131号関係】

香川県市町総合事務組合格約(平成16年香川県知事許可16自振第18114号) 一部変更 新旧対照表(抄)

変更後(案)		現 行	
別表第1		別表第1	
<p>善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市 町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇 地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病 院企業団</u> 三豊市 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かが わ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域 行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃 施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川県市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域 連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産 区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄 町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財 産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区</p>		<p>善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ケ市 町(十郷地区) 山林組合 まんのう町外三ケ市町(七箇 地区) 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病 院企業団</u> <u>三観衛生組合</u> 三豊市 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町山林組合 東かが わ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域 行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県東部清掃 施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川県市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域 連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産 区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄 町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財 産区 粉所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区</p>	
別表第2		別表第2	
共同処理する事務	構成団体	共同処理する事務	構成団体
1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	<p>さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう 町 <u>三豊総合病院企業団</u> 三豊市 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部 広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域 行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院 企業団 香川県市町総合事務組合</p>	1 構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務	<p>さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう 町 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>三観衛生組合</u> 三豊市 香川県 観音寺市 学校組合 香川県中部 広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域 行政事務組合 香川県東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院 企業団 香川県市町総合事務組合</p>
略		略	

8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区） 山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区） 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> 三豊市 香川県 香川県中部 観音寺市 学校組合 香川県中部 広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町 山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県 東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 杣所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区
略	

別表第3		
選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
2	1人	観音寺市 三観広域行政組合 <u>三豊総合病院企業団</u>
略		

8 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務	さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 まんのう町外二ヶ市町（十郷地区） 山林組合 まんのう町外三ヶ市町（七箇地区） 山林組合 伝法川防災溜池事業組合 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>三観衛生組合</u> 三豊市 香川県 香川県中部 観音寺市 学校組合 香川県中部 広域競艇事業組合 仲多度南部消防組合 大川広域行政組合 さぬき市・三木町 山林組合 東かがわ市外一市一町組合 三観広域行政組合 小豆地区広域行政事務組合 中讃広域行政事務組合 香川県 東部清掃施設組合 三木・長尾葬斎組合 小豆島中央病院企業団 香川縣市町総合事務組合 香川県後期高齢者医療広域連合 西村財産区 草壁財産区 安田財産区 苗羽財産区 坂手財産区 福田財産区 土庄町大鐸財産区 土庄町大部財産区 三木町下高岡財産区 三木町氷上財産区 三木町田中財産区 三木町神山財産区 三木町井戸財産区 杣所財産区 羽床財産区 陶財産区 滝宮財産区 美合第一財産区 美合第二財産区 美合第三財産区 神野地区財産区 吉野地区財産区 琴平町五条財産区 辻財産区 神田財産区 河内財産区 財田大野財産区 大見財産区 下高瀬財産区 桑山財産区 比地大財産区
略	

別表第3		
選挙区	議員数	選挙区の構成団体
略		
2	1人	観音寺市 三観広域行政組合 <u>三豊総合病院企業団</u> <u>三観衛生組合</u>
略		